

第一部 総論

第一章 変動する社会

わが国の経済社会は、いま激しい変動の中に立っている。この変動の姿は、いろいろの面からは握きであるが、ここでは次の三つの面から変ぼうの現実をとらえてみよう。

第一は、人口構造の面における変動である。わが国の人口構造は、いま二つの意味で大きな変動期に直面している。一つは、戦後における多産多死型の人口動態から少産少死型の人口動態への移行に伴う人口の年齢構造の面にみられる変動であり、いま一つは、地域間の激しい人口流動に伴う人口の地域構造の面にみられる変動である。

第二は、就業状態の変動である。わが国経済の高度成長は、就業状態の面にも大きな変動をもたらしている。第一次産業からの労働力の流出、非一次産業における主として技術革新を基因とする雇用市場の変容、あるいはこれらの変動の中における低所得階層の推移など最近の就業状態変動の諸相を明らかにしたい。

第三は、国民の健康水準の向上である。戦後における医学医術のめざましい進歩、画期的新薬の出現などに伴う医療内容の質的向上や、個人消費水準の上昇に伴う食生活の高度化など健康水準の背景となる諸情勢の変化は、わが国の健康水準に飛躍的向上をもたらしている。このような健康水準の変動の姿を、平均余命、死亡率、傷病量、栄養と体位などの諸指標について国際比較も行ないつつは握しよう。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

一 人口動態の変ぼうと年齢構造の変動

(一) 総人口の推移

昭和三五年一〇月一日に行なわれた国勢調査の結果によると、わが国の総人口は九、三四二万人で、三〇年の国勢調査による人口に比し四一四万人、四・六%の増加となつている。これを、二五年から三〇年までの前五年間の増加率七・三%と比べると、人口増加の程度は著しく弱まつたといえる。また、この増加率は、昭和一五年から二〇年までの戦争による特殊の時期を除けば、大正九年にわが国の国勢調査が始められて以来最低の増加率である(第一表参照)。わが国の場合、入出国人口はわずかなものであるから、人口増加率は、出生率と死亡率との差、すなわち自然増加率によつて決定されるといつてよい。三〇年から三五年の平均出生率は人口一、〇〇〇対一七・七で、二五年から三〇年の平均出生率二一・九に比し四・二の減少を示し、一方、三〇年から三五年の平均死亡率は人口一、〇〇〇対七・七で、二五年から三〇年の平均死亡率八・七に比し一・〇の減少となつている。したがつて、最近の人口増加率の低下は、主として出生率の減退の影響によるものといえるであろう。

第1表 総人口の推移

	総人口	5年前との比較(△減少)	
		増加数	増加率
	千人	千人	%
大正 9年	55,391	—	—
14	59,179	788	6.8
昭和 5	63,872	4,693	7.9
10	68,662	4,789	7.5
15	72,540	3,878	5.6
20	71,998	△ 542	△ 0.7
25	83,200	11,202	15.6
30	89,276	6,076	7.3
35	93,419	4,134	4.6

資料：総理府統計局「国勢調査」による。

(注) 昭和15年は全人口(外地にある陸海軍人・軍属を含む。)である。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

一 人口動態の変ぼうと年齢構造の変動

(二) 人口動態の変ぼう

ところで、このような人口増加の収縮をもたらした出生率、死亡率の低下は、戦後におけるわが国人口動態の近代化の過程、すなわち多産多死型から少産少死型への移行を示すものにほかならない。いま、終戦以来の人口動態変ぼうのあとを振り返ってみよう。

終戦直後の昭和二二年に人口一、〇〇〇対三四・三を示したわが国の出生率は、その後急激な勢いで低下運動を続け、三二年に二二年の約半分にあたる一七・二という最低値に達した。三三年には戦後はじめて反騰を示したが、その後再び低下傾向をみせ、三五年にはまた三二年と同水準にまで低下した。一方死亡率は、二二年に人口一、〇〇〇対一四・六という高率を示していたが、その後は出生率と併行して急激な低下を示し、三一年と三二年にある程度上昇したが、三三年と三四年には戦後最低の七・四に達した。ただ、三五年には、四月ごろに流行したインフルエンザの影響を受け、若干前年を上回り七・六になったが、これも一時的な反騰といつてよかろう。このような出生率、死亡率の変動を反映して、終戦直後は人口一、〇〇〇対二〇をこえたわが国の自然増加率も三二年には八・九と最低値を示し、三三年にある程度反騰したものの三五年にはふたたび九・六にまで低下した(第二表参照)。

第2表 人口動態

第2表 人 口 動 態

(単位：千人)

	人 口	出生数	死亡数	自 然 増加数	人 口 千 対		
					出生率	死亡率	自 然 増加率
22年	78,101	2,679	1,138	1,541	34.3	14.6	19.7
25	83,200	2,338	905	1,433	28.1	10.9	17.2
30	89,276	1,731	694	1,037	19.4	7.8	11.6
31	90,259	1,665	724	941	18.4	8.0	10.4
32	91,088	1,567	752	814	17.2	8.3	8.9
33	92,007	1,653	684	969	18.0	7.4	10.5
34	92,971	1,626	690	936	17.5	7.4	10.0
35	93,419	1,603	706	897	17.2	7.6	9.6

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計調査」による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

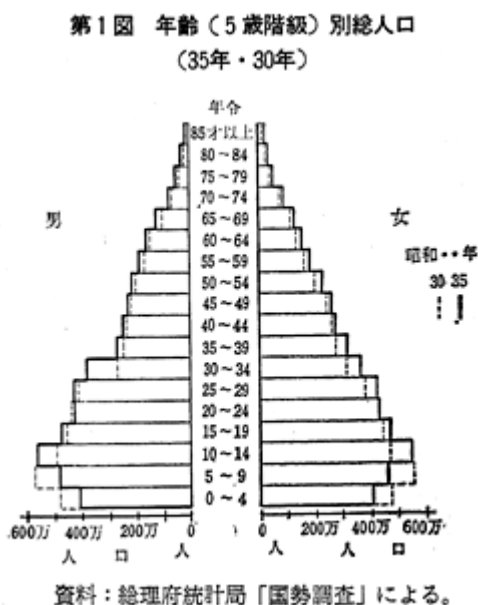
第一節 人口構造の変動

一 人口動態の変ぼうと年齢構造の変動

(三) 年齢構造の変動

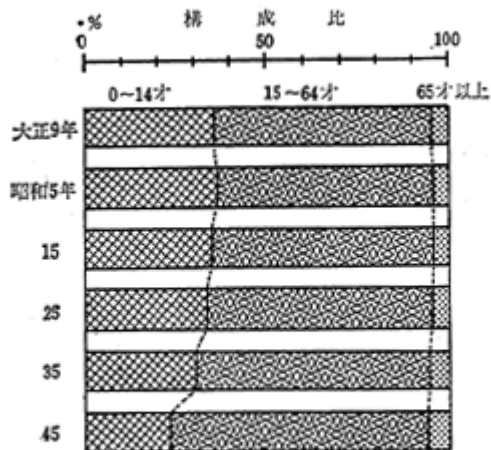
人口動態にみられるこのような変ぼうは、必然的に人口の年齢構造の面に大きな変動をもたらした(第一図参照)。最近における年齢構造の顕著な変動をみるため、大正九年以来の年齢三区分別人口の推移を示したのが第三表である。これによると、昭和二五年から三五年の一〇年間に於いては、生産年齢人口(一五歳から六四歳人口)が一、〇二〇万人(年率二二%)、老齢人口(六五歳以上人口)が一三〇万人(年率三・〇%)とそれぞれ顕著な増加を示しているのに対し、幼少人口(〇歳から一四歳人口)は逆に一四〇万人(年率〇・五%)の減少となつている。昭和五年から一五年の一〇年間に於いては、各年齢区分ともほぼ同様の増加率(年率一%強)を示していたことと比べ、最近一〇年間の変動がいかに激しいものであつたかをうかがうことができよう。また、これを年齢三区分別人口構成比の面からながめると、第二図に示すとおり、大正九年から昭和二五年までの三〇年間ほとんど変動を示さなかつた構成比が、この一〇年間に、幼少人口は五・四%の減少、生産年齢人口は四・五%の増加、老齢人口は〇・八%の増加という顕著な変動を示しているという事実となつて現われている。厚生省人口問題研究所が三五年に行なつた将来人口の推計によれば、これらの諸傾向は今後も一層激化しながら継続していくものとされており、わが国人口の年齢構造は、いま激しい変動期に直面していることが明確に理解されるのである。

第1図 年齢(5歳階級)別総人口(35年・30年)



第2図 年齢3区分別人口構成比の比較

第2図 年齢3区分別人口構成比の比較



資料：35年までは総理府統計局「国勢調査」、45年は厚生省人口問題研究所「将来人口推計(35年)」による。

第3表 年齢3区分別総人口の推移

第3表 年齢3区分別総人口の推移

(1) 総 数

(単位：百万人)

	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
大 正 9 年	55.4	20.2	32.3	2.9
昭 和 5 年	63.9	23.3	37.5	3.0
15	72.5	26.1	43.0	3.4
25	83.2	29.4	49.7	4.1
35	93.3	28.0	59.9	5.4
45	102.2	23.2	71.9	7.1

(2) 増加数および増加年率

	総 数		0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	増加数	増 加 率	増加数	増 加 率	増加数	増 加 率	増加数	増 加 率
	百万人	%	百万人	%	百万人	%	百万人	%
大正9年～昭和5年	8.5	1.53	3.1	1.56	5.2	1.62	0.1	0.40
昭和5～15	8.6	1.35	2.8	1.19	5.5	1.46	0.4	1.25
25～35	10.1	1.22	△1.4	△0.48	10.2	2.07	1.3	3.04
35～45	8.9	0.95	△4.8	△1.72	12.0	2.00	1.7	3.24

資料：35年までは総理府統計局「国勢調査」、45年は厚生省人口問題研究所「将来人口推計(35年)」による。

このような年齢構造の変動は、雇用問題、親族扶養の問題などを通じてわが国の経済社会に多大の影響を及ぼすものであり、厚生行政の立場からも慎重な配慮がなされるべきであろう。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

二 人口の地域構造の変化

(一) 地域別人口の変動

昭和三五年一〇月現在における都道府県別人口をみると付表一のとおり、最も多いのは東京都の九六八万人、最も少ないのは鳥取県の六〇万人となつている。これを三〇年の国勢調査の結果と比較すると、四六都道府県のうち、人口が増加したのは二〇県で、半数以上の二六県では人口が減少している。第四表は、国勢調査がはじめられた大正九年以降各五年間に人口減少をみた都道府県数を示しているが、これまでは昭和一〇年から一五年に一三県で減少がみられたのが最高で、今回のように人口減少が二六県にも及んだのはもちろんはじめてのことである。

第4表 大正9年以降各5年間に人口減少をみた都道府県数

	大正 9年	14年	昭和 5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
5年前と比べて 人口の減少した 県の数	—	1	0	3	13	9	3	7	26

資料：総理府統計局「国勢調査」による。

このうち、増加率の高い都道府県は、東京都の二〇・五%を筆頭に、大阪府の一九・二%、神奈川県の一七・九%、愛知県の一一・六%、兵庫県の七・九%など大都市を有する府県が続いており、これら五都府県の人口増加は三七八万人で、人口増加をみた都道府県における増加人口総数四八二万人の八割近くを占めている。他方、人口減少率の高い県は、島根県の四・三%の減少を最高に、鹿児島県、山梨県、高知県、佐賀県などである。

このような人口の推移の傾向をさらに特徴づける意味において同じ期間における市町村の人口推移をみると、全市町村の四分の三の地域で人口が減少しており、これを特に町村に限つてみると、実に八割以上の地域で人口が減少している。また、人口階級別に人口増減割合をみてみると、第五表のとおりであつて、人口の増加した市町村は、人口の大きな都市に多く、しかも人口が大きくなるほどその増加率は高くなつている。すなわち、人口五〇万以上一〇〇万未満の都市では二六・四%、人口一〇〇万以上の六大都市では一七・四%とそれぞれ著しい増加を示しているのに対し、人口三万未満の階級では、人口増加割合がすべてマイナスであり、特に人口五、〇〇〇未満の階級では五・六%の減少となつている。このことは、規模の小さな市町村から大都市へと人口が激しく流出していることを示すものであり、都道府県間の人口増加率のアンバランスをより明瞭に説明しているといえよう。なお、このような傾向は、二五年から三〇年の五年間にもみられたが、三〇年から三五年の五年間の場合においては、小規模市町村の人口減少率が一層大きくなつてきていることに注意しなければならない。

第5表 35年人口階級別市町村数、市町村人口および30年との比較

第5表 35年人口階級別市町村数、市町村人口および30年との比較

	市町村数 1)			市町村人口			
	総数	左のうち、この5年間に人口が		2) 35年	3) 30年	この5年間の人口の増減(Δ)	
		増加した市町村	減少した市町村			増加数	増加率
				千人	千人	千人	%
総数	3,511	894	2,617	93,407	89,276	4,131	4.6
100万 以上	6	6	0	16,680	14,202	2,477	17.4
50万 ~ 100万未満	3	3	0	1,804	1,427	377	26.4
20万 ~ 50万未満	33	31	2	9,376	8,511	885	10.4
10万 ~ 20万未満	71	71	0	9,913	9,050	863	9.5
5万 ~ 10万未満	160	99	61	10,723	10,255	468	4.6
3万 ~ 5万未満	302	131	171	11,637	11,450	187	1.6
2万 ~ 3万未満	295	72	223	7,048	7,168	△ 120	△ 1.7
1万 ~ 2万未満	1,194	262	932	16,506	17,026	△ 521	△ 3.1
5千 ~ 1万未満	1,118	167	951	8,566	8,986	△ 420	△ 4.7
5千 未 満	329	52	277	1,132	1,199	△ 67	△ 5.6

資料：総理府統計局「国勢調査」による。

(注) 1) 東京都の区の存する区域は1市として計算した。

2) どの市町村にも属さない東京都鳥島、岡山県児島湾干拓地第7区の人口および長野県、岐阜県間の境界紛争地域の人口は総数に含まれているが、人口階級別市町村人口には含まれていない。

3) 35年人口階級別市町村の30年当時の人口で、35年の境界による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

二 人口の地域構造の変化

(二) 人口変動の要因

以上の事実から、わが国の人口推移は、現在地域別に著しい差異があり、人口の地域的構造が大きな変動期に直面していることを知ったが、それではこのような人口の構造変動はいかなる要因に基づいて生じているのであろうか。周知のとおり、地域別の人口変動要因としては、出生と死亡との差としてもたらされる自然増加と、人口の地域間移動に伴う流入と流出との差としてもたらされる社会増加(減少)の二つがある。前述の人口増加率は、これら二つの要因がからみあつた結果として現われているので、ここではそれぞれの要因ごとに検討を加えていくことにしよう。

まず、自然増加については、さきに触れたように、三〇年から三五年の五年間は前五年間に比し全国的に出生率の低下(全国平均で四分の三に低下)をみ、ことにそれまで高率であつた東北や九州地方の各県でも急速な出生減退があつたため、各都道府県とも自然増加の規模はかなり縮小した。このことが多くの都道府県で人口増加率の低下したことに少なからぬ影響を与えたことは否定できないであろう。しかしながら、都道府県別の自然増加率にある程度の差があるとはいえ、各都道府県の自然増加は平均して年一%前後の増加を示したのに対し、人口移動を含めた場合には二六県という多数の県において人口の絶対的減少をみたことは、人口の地域間移動の激しさを如実に物語っており、この人口移動こそ人口の地域構造変動の主要な要因であつたことを示している。次に、人口の地域間移動の現状をいろいろの角度からながめてみることにしよう。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

二 人口の地域構造の変化

(三) 人口移動の実態

まず人口移動の大きさを国勢調査の結果による一定期間の人口増加数から同期間の自然増加数を控除するという方法により推定してみよう。付表二は、昭和二五年から三〇年および三〇年から三五年の間における人口移動の大きさを示したものである。なお、人口移動の大きさとは、人口移動による流入数とか流出数を指す場合と流入数と流出数との差を指す場合とがあるが、ここでは後者の意味で用いている。

さて、この表によると、三〇年から三五年の間において人口移動により流入超過となつたのは大都市を有する六都府県と埼玉県、千葉県のみならず八県にすぎず、残りの三八県では多かれ少なかれ流出超過となつている。これを二五年から三〇年の前五年間と対比してみると、流入超過県はいずれも八県であるが、各都道府県の流入(または流出)超過数の合計は、二五一人から二七四万人へと二三万人、九・二%の増加となつており、人口移動がより激しくなつたことを示している。また、これを大正九年から一四年の一一人、大正一四年から昭和五年の一二人、昭和五年から一〇年の一五二万人と対比すると、かつてその例をみないほどの激しさであることがわかるであろう。他方、都道府県別にみると、大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県など大都市を含む都道府県では流入超過率がますます高まってきたのに対し、東北、中国、四国、九州地方では一部の県を除き、逆に流出超過率が高まってきたり、大都市を有する一部都道府県への人口集中の現象が激化したことをはつきりと物語っている。

なお、東京都の三〇年から三五年の流入超過率は二五年から三〇年のそれより低下しているが、東京都の人口がすでに飽和状態に達し、神奈川県、埼玉県、千葉県などの周辺の県へ人口が流入したためによるものとみるべきであろう。

次に、このような地域間の人口移動が、どの地域からどの地域に向かつて行なわれているかを住民登録人口移動報告の結果によつてながめてみよう。第六表は、三四年一年間における地方別の転出先別転出者数および従前の住所地別転入者数を示したものであるが、これによれば、転入超過となつている地方は、関東と近畿、それにわずかではあるが北海道の三地方で、その他の地方はすべて流出超過となつている。特に九州地方の一二人、東北地方の一〇万人の転出超過が頭抜けて多い。一方、関東地方は他の全部の地方から、また近畿地方は、関東地方および北海道を除くその他の地方から転入超過となつていることが注目される。要するに、わが国の人口移動は、関東および近畿の両地方に向かつてその他の地方、とりわけ九州、東北の両地方から多量に流れ込んでいるといえるであろう。

第6表 地方別の転出先別転出者数および従前の住所地別転入者数

第6表 地方別の転出先別転出者数および従前の住所地別転入者数

(単位:千人)

従前の 住所地 転出先	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	転入者 総数	転入超過 数(転出 超過△)
	北海道	—	18.3	16.3	6.7	4.7	2.0	1.5	6.0	55.5
東北	13.0	(39.6)	50.7	11.1	3.5	1.4	0.7	2.1	122.2	△ 99.5
関東	27.1	139.2	(486.3)	167.8	55.5	29.0	15.4	62.3	982.5	262.8
中部	4.9	15.6	83.4	(110.1)	49.2	11.0	6.6	37.9	318.7	△ 52.7
近畿	4.3	5.7	37.5	52.9	(210.5)	68.9	55.1	82.4	517.2	108.0
中国	1.2	1.2	13.7	5.3	31.4	(38.7)	10.1	23.6	125.2	△ 52.8
四国	1.0	0.5	7.0	3.0	23.1	8.4	(14.5)	5.5	62.9	△ 46.9
九州	3.6	1.7	24.9	14.6	31.4	18.6	6.0	(157.8)	258.5	△119.1
転出者 総数	55.1	221.7	719.7	371.4	409.2	178.0	109.8	377.6	2442.6	—

資料: 総理府統計局「住民登録人口移動報告」による。

(注) かつこ内は各地方内における転出入者数である。

第一部 総論

第一章 変動する社会

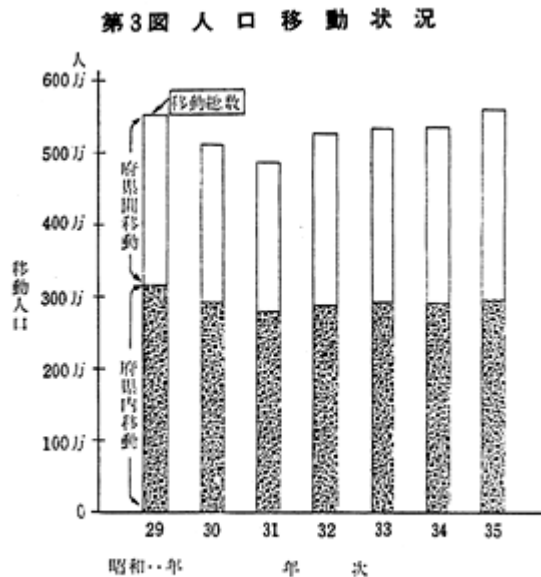
第一節 人口構造の変動

二 人口の地域構造の変化

(四) 最近の人口移動にみられる特徴

最近の人口移動の内容を分析してみると、都道府県間の移動が同一都道府県内の市町村間の移動とほぼ同様のひん繁さをもつて行なわれていることがその第一の特徴としてあげられる。第三図は、最近における府県間移動および府県内移動の状況を示したものである。これによると、府県間の流出人数は、昭和三一年以来急激に増大し、特に三五年には二六八万人と前年に比し二四万人の増加となっている。また、この流出入数は、総人口に対し二・九%にあたり、一年間に一〇〇人のうち約三人が都道府県の境域を越えて移動していることとなる。一方、同一府県内における市町村間移動は、毎年三〇〇万人を前後しており、最近では府県間移動と大差のない状況になっている。このような事実は、人口移動がより広域的になつたことを示すものとして注目すべき傾向である。

第3図 人口移動状況



資料：総理府統計局「住民登録人口移動報告」による。

最近の人口移動の第二の特徴は、一五歳から二九歳までの年齢階級に属する者の移動率がきわめて高いということである。第七表は、三四年一〇月から三五年九月までの間における年齢別人口移動率(外部から転入する率)を示したものである。まず、市部でみると、同一府県内移動率では、二〇歳から二四歳の六・九%を最高に、二五歳から二九歳の六・三%、一五歳から一九歳の四・九%がこれに続いており、府県間移動率では、一五歳から一九歳の九・二%を筆頭に、二〇歳から二四歳の八・一%、二五歳から二九歳の五・六%が続き、いずれも一五歳から二九歳の移動率がきわだつて高い点が注目される。また、府県内移動率と府県間移動率とを対比すると、一四歳以下および三〇歳以上では府県内移動率が高くなっているのに対し、一五歳から二九歳では逆に府県間移動率が高くなっている。さらに、これを男女別に

みると、一五歳から三九歳のいわゆる若年の労働力人口では、一般的に男の移動率が女のそれより高く、とりわけ府県間移動率においてこの傾向が強いといえる。一方、市部と郡部を比較してみると、総数、男女とも、市部が郡部より高く、特に一五歳から二九歳の年齢階級においてはその差が著しくなっている。これらの事実は、郡部(農村)から市部(都市)へ向かつて若年の男子生産年齢人口を中心とした激しい人口移動が行なわれていることをうかがわせるものとして注目される。

第7表 市郡別・年齢階級別移動率

第7表 市郡別・年齢階級別移動率 (単位：%)

	総 数		男		女	
	府県内	府県間	府県内	府県間	府県内	府県間
	全		国			
総 数	2.6	2.8	3.0	3.2	2.7	2.4
1~14歳	1.6	1.2	1.6	1.2	1.6	1.2
15~19	4.5	7.4	4.5	8.3	4.5	6.4
20~24	6.5	7.1	6.1	8.1	6.8	6.1
25~29	5.9	4.8	6.2	5.5	5.5	4.1
30~39	3.0	2.3	3.6	2.9	2.5	1.8
40~49	1.6	1.4	1.9	1.9	1.4	0.9
50~59	1.3	1.0	1.6	1.2	1.1	0.8
60~69	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	0.9
70~79	0.8	0.8	0.7	0.6	0.9	0.9
80歳以上	0.8	0.6	0.5	0.4	0.9	0.7
	市		部			
総 数	3.3	3.6	3.5	4.1	3.1	3.1
1~14歳	1.9	1.6	1.9	1.6	1.8	1.7
15~19	4.9	9.2	5.0	10.5	4.7	7.8
20~24	6.9	8.1	6.7	9.0	7.0	7.1
25~29	6.3	5.6	6.8	6.2	5.9	4.9
30~39	3.3	2.8	4.0	3.3	2.7	2.3
40~49	1.8	1.7	1.9	2.2	1.6	1.2
50~59	1.5	1.2	1.7	1.4	1.4	1.1
60~69	1.3	1.1	1.2	1.0	1.3	1.2
70~79	1.1	1.1	0.8	0.9	1.2	1.2
80歳以上	1.0	0.9	0.7	0.5	1.2	1.1
	郡		部			
総 数	2.1	1.5	2.2	1.7	2.1	1.2
1~14歳	1.2	0.6	1.1	0.6	1.2	0.5
15~19	3.8	3.4	3.6	3.4	4.0	3.4
20~24	5.5	4.8	4.6	5.8	6.3	3.9
25~29	4.8	3.2	4.9	4.0	4.8	2.3
30~39	2.4	1.5	2.9	2.1	2.0	0.9
40~49	1.4	0.9	1.9	1.5	1.0	0.5
50~59	1.1	0.6	1.4	0.9	0.8	0.4
60~69	0.5	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4
70~79	0.5	0.4	0.6	0.2	0.5	0.4
80歳以上	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2

資料：総理府統計局「昭和35年国勢調査1%抽出集計結果」による。

なお、このような傾向を反映して、都道府県別人口の年齢構造は、一般的にいつて農村の多い府県ほど幼少人口および老齢人口の割合が大きく、逆に大都市を含む都道府県では生産年齢人口の割合が大きくなっている(付表三参照)。また、生産年齢人口についても、前述のように三〇歳以下の若年労働力は都市に集中しているため、農村の多い府県では中高年齢の労働力が多く残されている。このことは、農村における被扶養人口を増大させ、また農業生産力の向上を阻害させることとなるおそれのあることを示すものとして、慎重な配慮が必要であろう。

次に人口移動を産業別にみると、市部の第二次産業および第三次産業の就業者の移動率(外部から転入する率)がきわめて高いことが目だっている。これが最近の人口移動の第三の特徴と考えられる。三四年一〇月から三五年九月までの一年間における産業別就業者の移動状況を明らかにしたのが第八表である。まず、市部においては、第二次産業、第三次産業の移動率が、府県内および府県間のいずれも四%をこえる高率となっており、特に第二次産業の府県間移動率の高いことが特徴的である。府県間移動率が府県内移動率をはるかに上回っていることも考え合わせると、農村から都市の第二次、第三次産業へ向か

つて労働力が大きく移動していることをうかがわせる。なお、これを男女別にみると、第一次産業の府県内移動率と製造業の府県間移動率を除き、男の移動率が女のそれを上回っている。一方、郡部についてみると、第一次産業では市部と大差ないが、第二次、第三次産業では府県間移動率が非常に低くなっていることが注目される。

第8表 市郡別・産業別移動率

第8表 市 郡 別 ・ 産 業 別 移 動 率

(単位：%)

	総 数		男		女	
	府県内	府県間	府県内	府県間	府県内	府県間
	全 国					
総 数	3.3	3.7	3.6	4.2	2.9	2.9
第 1 次 産 業	0.7	0.5	0.6	0.6	0.8	0.4
第 2 次 産 業	4.3	6.3	4.5	6.5	3.6	5.8
うち 製 造 業	4.0	5.8	4.2	5.6	3.7	6.0
第 3 次 産 業	4.8	4.3	4.6	4.4	5.0	4.2
うち卸売小売業	4.1	4.0	4.1	4.2	4.1	3.6
	市		郡			
総 数	3.9	4.7	4.0	5.1	3.5	4.0
第 1 次 産 業	0.7	0.5	0.6	0.7	0.7	0.4
第 2 次 産 業	4.2	6.6	4.4	6.7	3.6	6.3
うち 製 造 業	4.2	6.3	4.3	6.2	3.7	6.5
第 3 次 産 業	4.9	4.9	4.8	4.9	3.2	3.1
うち卸売小売業	4.4	4.6	4.5	4.8	4.3	4.3
	郡		部			
総 数	2.4	1.9	2.7	2.4	2.0	1.3
第 1 次 産 業	0.8	0.5	0.6	0.6	0.9	0.4
第 2 次 産 業	4.6	5.6	5.0	6.0	3.7	4.5
うち 製 造 業	3.5	3.7	3.5	3.2	3.5	4.5
第 3 次 産 業	4.5	2.5	4.2	2.6	4.9	2.3
うち卸売小売業	3.0	1.7	2.6	1.7	3.3	1.7

資料：総理府統計局「昭和35年国勢調査1%抽出集計結果」による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第一節 人口構造の変動

二 人口の地域構造の変化

(五) 人口移動の理由

以上みてきたような激しい人口移動は、いかなる理由によつて生じているのであろうか。一般に、人口移動の理由としては、就職、婚姻、住宅事情など種々のものがあり、なかにはこれらが複雑にからみあつている場合もあるが、その主要なものは、就職その他職業上の理由であると考えられる。資料はやや古いが東京都が昭和二六年一一月から三二年四月までの間に五回にわたつて行なつた東京都移動人口統計調査の結果によつてみると、移動理由は第九表のとおりである。これによると、転入理由のうち、「就職・転職のため」が最も多く、各調査とも三分の一から二分の一を占め、このほか「転勤のため」、「開業・転業のため」、「求職のため」を含め職業に関する理由による者が六割近くを占めている。このほか、「住宅事情解決のため」や「就学・卒業・退学・転校のため」も少なくない。他方、転出の理由についても、職業に関するものが三割前後を占めて最も多いが、「住宅事情解決のため」が多いことも注目される。

第9表 東京都転入・転出理由別転入者・転出者割合

第9表 東京都転入・転出理由別転入者・転出者割合

(1) 転入者 (単位:%)

	28年 11月	29年 2月	30年 5月	31年 10月	32年 4月
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転動のため	8.7	9.4	8.7	12.5	6.8
開業・転業のため	2.4	1.9	1.7	2.8	1.1
就職・転職のため	36.1	34.0	43.4	36.0	48.6
求職のため	9.4	8.9	5.8	6.8	3.2
住宅事情解決のため	13.7	13.1	7.9	14.4	8.2
就学・卒業・退学・転校のため	4.1	8.5	18.9	10.1	22.2
結婚・養子縁組・復縁のため	5.7	6.8	6.4	6.6	4.3
家業・家事手伝いのため	4.4	2.1	2.0	2.5	0.9
入院・退院などのため	2.0	1.9	2.0	3.9	1.1
扶養・養育のため	0.9	1.0	-	-	-
疎開地引場のため	8.1	5.0	-	-	-
その他	4.7	7.3	3.4	4.3	3.6

(2) 転出者 (単位:%)

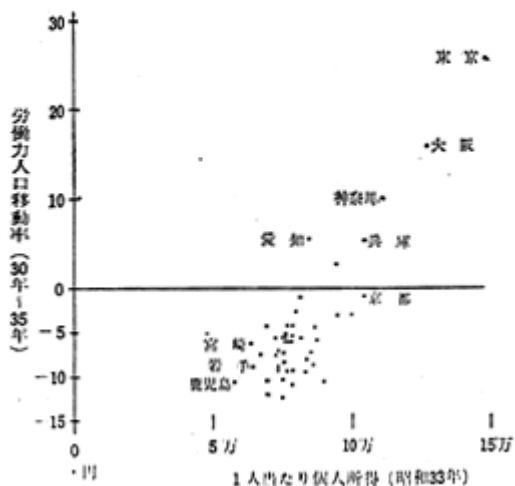
	28年 11月	29年 2月	30年 5月	31年 10月	32年 4月
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転動のため	11.6	12.6	12.5	11.3	12.7
開業・転業のため	2.4	2.0	2.5	2.5	2.1
就職・転職のため	11.9	21.0	14.6	13.9	14.3
求職のため	2.8	2.3	2.8	2.2	1.3
住宅事情解決のため	14.8	12.0	15.9	19.0	18.0
就学・卒業・退学・転校のため	2.1	4.3	3.7	2.8	10.0
結婚・養子縁組・復縁のため	7.2	6.8	6.9	6.8	7.0
家業・家事手伝いのため	18.0	6.7	22.6	20.6	16.2
入院・退院などのため	11.3	10.3	9.6	11.2	7.1
扶養・養育のため	0.9	4.9	-	-	-
その他	17.0	17.3	9.1	9.6	11.3

資料：東京都「東京都移動人口統計調査」による。

ところで、職業的理由による人口移動がこのように多いのは、根本的には所得水準ないし生活水準についての地域間格差の顕著なことに基づくものと考えられる。わが国においては都道府県別の産業構造が著しく異なっているうえ、産業別の付加価値生産性に大きな開きがあるため、都道府県別一人当たり所得水準にもはつきりした格差が認められる。いま、都道府県別一人当たり個人所得と職業移動の中核をなす男子労働力人口の都道府県別純移動率(流出入超過数の総男子労働力人口に対する比率)とを対比させてみると、第四図のような分布となり、所得水準の高い都道府県は純移動率も高く、所得水準の低い都道府県では純移動率も低いという傾向がはつきり認められ、両者の相関度はかなり高いことがわかる。この事実は、所得水準の低い県から高い県に向かつて人口移動(職業上の移動)が行なわれていることを明確に示しており、所得の平準化運動として注目すべき傾向といえる。

第4図 1人当たりの個人所得と労働力人口移動率

第4図 1人当たりの個人所得と労働力人口移動率



しかし、人口移動の動因は地域間の所得格差であるとしても、人口移動を実現せしめるには、もう一つの条件、すなわち、高所得県(非一次産業)において低所得県(第一次産業)から労働力を吸収するだけの強い労働需要力が存し、低所得県において高所得県へ労働力を供給するだけの余剰労働力が存しなければならないことはいうまでもない。特に、非一次産業における雇用需要力は、人口移動の規模を決定する基本的要因である。人口移動が好況期に多く、不況期に少ないという事実は、このことを明瞭に示している。最近、第一次産業において労働力、とりわけ若年労働力が急速に減少してきたにもかかわらず、依然として非一次産業に向かつて激しい人口移動が継続していることも、非一次産業における労働力需要の増大と新規労働力供給の一時的減退のなかで、雇用需要の強い要求が第一次産業から強力に労働力を吸引していることを示しているといえよう。最近における急激な人口移動は、このような背景のもとに生まれてきたのである。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第二節 変動する就業状態の諸相

一 農業労働力の変ぼう

わが国の農村社会は、ここ数年間の激しい農家人口の流出を通じて著しい変ぼうをとげてきている。すなわち、農家人口は昭和二五年の三、七八〇万人から三〇年の三、六五〇万人、三五年の三、四五〇万人と、その減少速度を一段と強めており(第一〇表参照)、その内訳をみると出生数の低下は別としても新規学卒者を中心とした若年労働力の流出は、まことに激しいものがある(第一一表参照)。これに対して、農家戸数の減少はほとんどみられない(第一〇表参照)。この間、第二種兼業農家の比率が著しくふえており(第五図参照)、特に零細規模農家でこの傾向は顕著である(第一二表参照)。このことは、わが国農家の今後の方向に重要な示唆をあたえるものと思われる。これは、農家ぐるみの移動が少ないことを示すもので、土地の持つ生活保障的機能の大きさを表わすものとして注目される。農家世帯における地位別にみた世帯員の農業外への流出状況をみたのが第一一表で、経営主、あととりの流出が絶対数ではわずかであるが、比率のうえではしだいに多くなつてきている。また、年齢別にみると現状では若年労働力の流出が大きい、しだいに波は高い年齢の層にもおしよせてきていることが目だつている。農業従事者の流出の形態を離村、通勤別にみると最近では通勤型の流出が順次ふえている。経営耕地広狭別に世帯員の流出状況をみると、五反から一町という階層の流出が特に激しいが、農家所得の低位性とあわせてこの階層の両極分解への動きを示すものであろう。

第10表 農家戸数と人口の推移

	農 家 戸 数			農 家 人 口		
	農家戸数	増減(△)数	増減(△)率	農家人口	増減(△)数	増減(△)率
	千戸	千戸	%	千人	千人	%
25 年	6,176	-	-	37,810	-	-
30	6,043	△ 133	△ 2.2	36,468	△ 1,379	△ 3.6
35	6,025	△ 18	△ 0.3	34,545	△ 2,148	△ 5.9

資料：農林省統計調査部「農業センサス」による。

(注) 農家の戸数には奄美群島を含まない。

第11表 農林漁家世帯員の非農林業への就職状況(出稼を除く。)

第11表 農林漁家世帯員の非農林業への就職状況(出稼を除く。)

	34年度		35年度		34年度	35年度	35~34年度の増加に対する寄与率
	人員	割合	人員	割合	33年度	34年度	
新規就業者	百人	%	百人	%	%	%	%
{ 離村就職	4,109	63.9	4,248	59.8	107.3	103.4	20.6
{ 在宅就職	2,320	36.1	2,855	40.2	158.7	123.1	79.4
{ 経営主あとり	1,188	18.5	1,463	20.6	145.9	123.1	40.8
{ その他家族	5,241	81.5	5,646	79.4	117.1	107.6	59.2
{ 19歳以下	4,546	70.7	4,888	68.8	115.0	107.5	50.7
{ 20歳以上	1,883	29.3	2,215	31.2	140.9	117.6	49.3
{ 男	3,564	55.4	3,998	56.3	119.0	112.2	64.4
{ 女	2,865	44.6	3,105	43.7	124.8	108.4	35.6
離村就職							
{ 19歳以下	3,054	74.3	3,035	71.4	104.9	99.4	△ 13.7
{ 20歳以上	1,055	25.7	1,213	28.6	115.2	115.0	113.7
{ 経営主あとり	493	12.0	600	14.1	110.0	121.7	77.0
{ その他家族	3,616	88.0	3,648	85.9	107.0	100.9	23.0
在宅就職							
{ 19歳以下	1,492	64.3	1,853	64.9	143.2	124.2	67.5
{ 20歳以上	828	35.7	1,002	35.1	197.1	121.0	32.5
{ 経営主あとり	695	30.0	863	30.2	189.9	124.2	30.8
{ その他家族	1,625	70.0	1,992	69.8	148.3	122.6	69.2

資料：農林省統計調査部「農林漁家就業動向調査」による。

第12表 経営耕地面積別・専業兼業別農家数の推移(構成比)

第12表 経営耕地面積別・専業兼業別農家数の推移(構成比)

(単位：%)

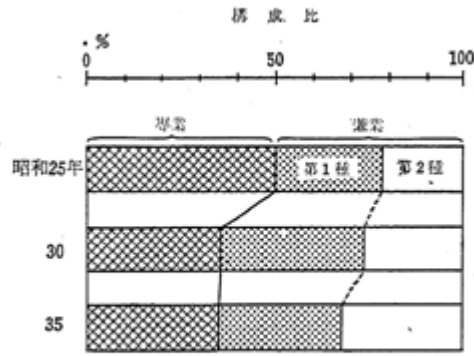
	5反未満		5反~1町		1~2町		2~3町		3~5町		5町以上	
	30年度	35年度	30年度	35年度	30年度	35年度	30年度	35年度	30年度	35年度	30年度	35年度
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専業	15.0	15.0	36.9	34.3	57.3	56.1	66.8	68.2	62.9	70.3	43.9	75.6
兼業												
{ 第1種	25.5	19.0	51.0	47.2	40.4	40.6	31.9	30.1	35.9	28.1	54.8	23.4
{ 第2種	59.5	66.0	12.1	18.6	2.2	3.4	1.3	1.6	1.2	1.6	1.3	1.0

資料：農林省統計調査部「農家経済調査」による。

(注) 30年度には、奄美群島が含まれていない。

第5図 兼業農家数の推移

第5図 兼業農家数の推移

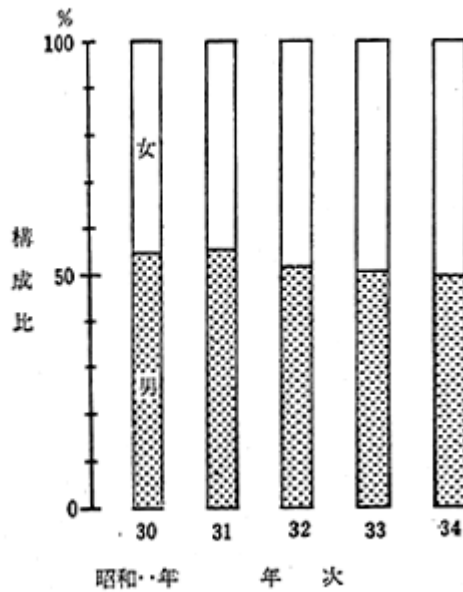


資料：農林省統計表による。
 (注) 奄美群島を含まない。

こうした激しい「地すべり」的な農村人口の流出は、当然農業労働力の構成にも大きな影響を与えている。農業労働力はしだいに高齢化、婦人化してきており、今後もこの傾向はなおつづくものと思われる(第六図参照)。

第6図 農業労働力(家族専従者)の構成(全国1戸平均)

第6図 農業労働力(家族専従者)の構成
 (全国1戸平均)



資料：農林省統計調査部「農家経済調査」による。

農外就業も含めた世帯員の就業率は経営耕地一町以上の農家ではやや減少の傾向をみせているが、全体としては保合の状態にあるとみてよいであろう(第一三表参照)。

第13表 農家の世帯員の就業率(全府県)

第13表 農家の世帯員の就業率(全府県)

(単位:%)

	5 未	反 滴	5反~1町	1~1.5町	1.5~2町	2町以上	平 均
25年		52.8	52.8	52.2	51.6	51.4	52.3
30		47.8	50.6	51.9	52.0	50.1	50.6
34		48.8	52.2	49.5	52.0	50.1	51.1

資料:農林省統計調査部「農家経済調査」による。

なお、農業人口の流出と農業の機械化とは、かなり密接な関連を持つている。最近の農業機械の普及状況は、第一四表にみるとおり目ざましいものがあり、最近では小規模農家にまで及んでいるが、これは小規模農家の兼業化に伴う労働力の不足によるものであろう。

第14表 農業機械の普及状況

第14表 農業機械の普及状況

(26年=100)

	30年	35年
すきおよびプラウ	100	159
耕うん機およびハンドトラクター	760	5,820
乗用トラクター	657	2,319
噴霧機	220	339
撒粉機	341	520
脱穀機	333	200
わら打機	-	2,250

農林省統計調査部調

(注) わら打機は、32年を100とする。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第二節 変動する就業状態の諸相

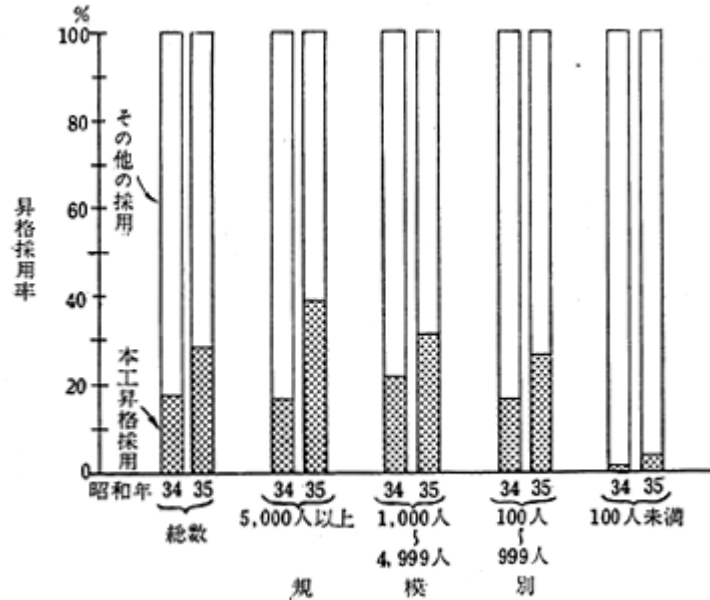
二 雇用労働市場の変容

経済の二重構造のもとに、大企業を中心に発達してきたわが国の封鎖的な労働市場は、最近の著しい経済の成長に応じて、徐々にその態様を変えてきている。これを、経済企画庁調査局が昭和三六年八月に行なった「労働力流動性と給源の実態」からながめてみよう(この調査は今後の労働力計画に対する基礎資料の一部として参考に供するために行なわれたもので、製造業六〇〇社について実態調査を行ない、そのうち集計可能な三一九社および京浜地区主要企業一〇社について実地調査を行なった結果をまとめたものである。)。まず、第一に注目されることは、新規雇用の採用状況において、三五年度は大企業で、中途採用者が定期採用者に比較してかなり大幅に伸びたことである。製造業全体でみた三五年度中の全採用者中に占める定期採用者(新規学卒)の割合は三三・六%、これに対して、中途採用者の割合は六六・四%になつている。これをさらに規模別にみると五、〇〇〇人以上規模では定期採用者の比率はわずかに二%にすぎないが、一、〇〇〇人から四、九九九人、一〇〇人から九九九人として定期的に定期採用者の比率が高まり、三〇人から九九九人になると定期採用者の割合が中途採用者のそれを越えてしまつている。従来、新しく学校を卒業してくる者以外の者に対しては容易に門戸を開かないといわれてきた大企業は、この調査では次第に態度をかえてきていると思われる。

第二に、大企業は好況のときには臨時工をふやし、景気が悪くなるとこれを解雇するということが、従来からさかんに、いわれてきているが、この点に対してもかなり異なる結果が現われてきている。すなわち、中途採用者について、臨時工として採用されたものは、三〇人から九九九人では一三・三%、一〇〇人から九九九人では六九・一%、一、〇〇〇人から四、九九九人では八二・〇%、五、〇〇〇人以上では八四・五%と規模が大きくなるほど高くはなつているものの、臨時工から本工に昇格するものの割合もまた規模が大きくなるにつれてしだいに大きくなつてきている。第七図は、本工昇格採用状況を規模別にみたもので、大規模になればなるほど臨時工から本工へ昇格するものの割合が大きく、五、〇〇〇人以上規模になると本工採用者中、実に四割が臨時工からの昇格者によつて占められている。この臨時工の本工昇格については、昇格制度を確立している企業と、制度としてはないが適宜本工昇格を行なつている企業とを本工昇格可能企業としてみると、規模別には、三〇人から九九九人の四三%に対して一〇〇人から九九九人では七四%、一、〇〇〇人以上では九〇%とむしろ大規模になればなるほど本工昇格へのみちは開かれている。臨時工と本工との間には越しがたい身分の壁があるとは、もはやいえないであろう。本工になる一過程として臨時工があるといつた方がむしろ事実に近いのではないだろうか。

第7図 規模別本工昇格採用の状況

第7図 規模別本工昇格採用の状況



資料：経済企画庁調査局「労働力流動性と給源の実態(36年8月)」による。

第三に、企業間の労働力の流動の状況をみると、第一五表のとおり、五、〇〇〇人以上では、中途採用者のほとんどが中小企業出身であり、特に零細企業出身が目だっている。一、〇〇〇人から四、九九九人の企業についても五、〇〇〇人以上の企業ほどではないが同じような傾向がみうけられる。臨時工についてはこの傾向はさらに著しい。労働省「失業者帰すう調査」によつても、この上向運動はかなり激しいことがうかがわれる(第一六表参照)。

第15表 転職前の事業所規模別中途入職者比率(35年度)

第15表 転職前の事業所規模別中途入職者比率
(35年度)

(単位：%)

現職	前職	総数	1,000人以上	100~999人	30~99人	30人未満
本工	5,000人以上	100.0	0.0	22.2	22.2	55.6
	1,000~4,999人	100.0	29.8	19.6	21.1	29.5
	100~999	100.0	3.8	33.7	25.0	37.5
	100人未満	100.0	1.4	8.9	43.2	46.6
臨時工	5,000人以上	100.0	10.0	15.5	32.9	41.6
	1,000~4,999人	100.0	12.4	24.1	25.1	38.4
	100~999	100.0	9.0	37.7	23.7	29.6
	100人未満	100.0	11.8	41.2	23.5	23.5
職種経験者	5,000人以上	100.0	8.0	14.7	40.5	36.7
	1,000~4,999人	100.0	16.9	28.0	25.6	29.5
	100~999	100.0	6.6	37.4	22.0	34.0
	100人未満	100.0	3.2	18.1	28.7	50.0

資料：経済企画庁調査局「労働力流動性と給源の実態(36年8月)」による。

第16表 失業保険受給資格決定直前の就業(前職)および1年後の再就業(現職)の就業形態・事業所規模の変動状況

第16表 失業保険受給資格決定直前の就業(前職)および1年後の再就業(現職)の就業形態・事業所規模の変動状況

(単位:%)

前職	現職	総数	1~4人	5~29人	30~99人	100~499人	500人以上	官公その他
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
業主・家族従業員および内職・その他		14.8	15.5	16.1	13.3	12.0	18.0	16.7
1~4人		10.1	19.2	11.7	9.7	7.4	10.1	4.2
5~29		31.3	34.6	40.4	30.1	27.8	23.5	16.7
30~99		19.0	15.4	18.2	24.8	16.9	14.7	20.8
100~499		12.3	9.6	6.0	10.8	21.4	14.4	8.3
500人以上		7.1	-	3.7	6.8	8.7	11.9	12.5
官公、その他		2.3	1.9	1.4	1.5	2.9	3.7	12.5
日雇		3.1	3.8	2.5	3.0	2.9	3.7	8.3

資料:労働省「失業者帰すう調査」による。

(注) 34年9月中に失業保険金の受給資格の決定を受けた者、52,580人(全国計)のうちから約1/3の率で抽出した3,700人について、35年10月に調査した結果の就業者1,768人の就業内容を示す。

最後に、臨時工についてその定着状況をみると第一七表のとおりで、五、〇〇〇人以上規模では三五年度末における臨時工の在籍率(前年度末の在籍臨時工、本年度中採用臨時工の合計と本年度末在籍臨時工との比率)は七〇・六%であるのに対し、一、〇〇〇人から四、九九九人は五九・四%、一〇〇人から九九九人では三九・七%という低率を示し、中小企業における臨時工の流動状況の激しさからくる充足難の様相がうかがわれる。さらに離職率を「労働異動調査」からみると、三五年は過去五年間の最高率を記録しているが(第一八表参照)、製造業の離職者の年齢構成を企業規模別に三一年と比べてみると一八歳から一九歳層が五〇〇人以上では四・七%増、一〇〇人から四九九人では二・二%増、三〇人から九九人では二・六%増となっており、一八歳未満層での、それぞれ一・七%、〇・七%増と合わせてみると、若年労働者の定着性が大規模企業において高いということは、一概にはいえないであろう。大規模企業における労働者の高い定着性が終身雇用や年功序列型の賃金体系と結びついて特殊な労働市場をわが国に形づくってきたといわれているが、少なくともこの調査の結果からは、若年労働者については、しだいに企業規模間における定着性の高低の差がうすれつつあるものと思わざるを得ない。

第17表 臨時工の規模別本工昇格、離職および在籍状況(35年度中)

第17表 臨時工の規模別本工昇格、離職および在籍状況
(35年度中)

(単位:%)

	本工昇格率		本工昇格・離職・在籍の配分					
	男女計	男	男女計			男		
			本工昇格	離職	在籍	本工昇格	離職	在籍
合計	22.6	24.4	11.8	23.5	64.7	11.5	28.2	60.3
5,000人以上	18.6	19.0	9.3	20.1	70.6	9.6	19.6	70.8
1,000~4,999人	26.9	28.8	13.9	26.7	59.4	14.4	27.1	58.5
100~999	21.6	26.8	11.4	48.9	39.7	13.6	55.6	30.8

資料:経済企画庁調査局「労働力流動性と給源の実態(36年8月)」による。

(注) 本工昇格率 = $\frac{\text{35年度中本工昇格者}}{\text{34年度末臨時工数}} \times 100$

本工昇格 = $\frac{\text{(B)35年度中本工昇格者数}}{\text{(A)34年度末在籍+定期および中途採用臨時工(35年度)}} \times 100$

在籍 = $\frac{\text{(C)35年度末在籍臨時工数}}{\text{34年度末在籍+定期および中途採用臨時工(35年度)}} \times 100$

離職 = $\frac{\text{(A) - (B) - (C)}}{\text{34年度末在籍+定期および中途採用臨時工数(35年度)}} \times 100$

第18表 労働異動率

第18表 労働異動率

(単位:%)

	年間 増加率 (1)-(2)	増 加			減 少		
		総 数(1)	入職率	企業内 異動率	総 数(2)	離職率	企業内 異動率
31 年	3.6	24.1	19.0	4.5	19.5	14.8	4.7
32	3.8	24.5	20.2	4.3	20.7	15.9	4.8
33	0.6	22.1	17.6	4.5	21.5	16.3	5.2
34	5.7	27.5	23.1	4.5	21.8	16.9	4.9
35	5.5	29.0	24.2	4.8	23.5	17.9	5.7

資料: 労働省労働統計調査部「労働異動調査(35年)」による。

(注) 入職(離職)率=(新規入職者数(離職者数)÷前年末労働者数)×100

企業内異動率=(同一企業内転動者および給与支給復活など(減少の場合は給与支給の停止者など)÷前年末労働者数)×100

このような労働市場の変容をもたらした最も大きな要因は、直接的には最近の高い経済成長の結果、労働力に対する需要が供給を大幅に上回つたためといえようが、これを深く掘り下げてみると基本的要因はなんといつても技術革新であるといわなければならない。技術革新が設備投資を喚起し、設備投資が労働力に対する需要を増大させるという事になつていっているわけである。

新しい生産手段がその社会におけるこれまでの生産機構を一変させたという意味では、まさに現代は第三の産業革命に遭遇しているといつてよい。この技術革新の中核に、オートメーションがある(付表五参照)。技術革新の進展はこの外、さらに重工業における設備の近代化や、有機合成化学工業の進展、エネルギー源の転換で一層促進されたことも忘れることができない。しかし労働力市場に与える影響では、やはりオートメーションが最も大きい。一口にオートメーションといつてもその内容は多岐にわたつていいる。まず第一には、メカニカル・オートメーションがある。機械産業の組み立て過程におけるオートメーションがこれである。わが国の場合は、二九年の電動機、三二年の自動車関係でトランスファーマシンが設置されたのが始まりといわれている。第二に、いわゆる装置産業(化学工業)などにおけるプロセス・オートメーションがある。化学工業の場合には品質安定への要求はし烈なものがあり、しかも原料の混合、分解過程などでしばしば直接労働者の五感に訴えることができない場合が少なくなく、これを補うための自動制御装置の発達は著しいものがある。また、品質管理の面でも従来の熟練やコツに代わつて計測機器が大きな効果を上げるようになってきている(第一九表参照)。例をアイソトープによつても、二五年四月にGHQの許可を受けて始めて羽田空港に着いたとき、誰が今日の産業界における液面計、厚み計、比重計のこのようなひん繁な利用を予想しえたであろうか。第三に事務管理のオートメーションがある。これは、電子計算機の利用を主たる推進力とするもので国産機械の生産もようやく乗り出そうとし、今後の進展のいかんは雇用問題にも大きな影響を及ぼすものと予想されている(第二〇表参照)。

第19表 機種別および業種別工業計器の設置状況(34年度末)

第19表 機種別および業種別工業計器の設置状況
(34年度末)

(単位:台)

	温度、湿度 関	流量、液面 係	圧力、真空 係	その他	合計
総計	83,785	67,578	95,278	78,302	324,903
繊維	17,793	7,688	8,935	30,091	64,507
紙、パルプ	2,161	4,719	2,402	2,973	12,255
化繊合繊	5,209	3,849	4,720	2,447	16,225
肥料	5,846	8,778	17,616	3,915	36,155
その他化学	12,909	12,334	25,557	12,476	63,276
石油精製	1,710	6,582	7,776	863	16,931
鉄鋼業	12,524	12,194	8,533	9,159	42,410
窯業	8,075	2,314	4,171	3,899	18,459
非鉄金属	8,597	3,222	6,818	8,843	27,480
食料品	8,961	5,858	8,750	3,636	27,205

資料: 通商産業省企業局編「わが国オートメーションの現状」による。
〔注〕 調査対象事業所は、規模30人以上である。

第20表 わが国における事務機械化進ちよく状況

第20表 わが国における事務機械化進ちよく状況

	27年末	30年末	33年末	34年末
IBM製品設置企業数	26	71	91	94
レミントン製品設置企業数	2	11	30	31

資料: 通商産業省企業局編「わが国オートメーションの現状」による。
〔注〕 この場合の「機械」は、穿・検孔機、分類機、会計製表機、計算穿孔機、パンチ・カードシステム補助機、伝送機器、テープカード交換機、アドレスング・マシン、記帳式会計機をいう。

オートメーションの影響は大きく分けて三つの段階を経ることになる。第一に、まず労働の質が変化する。第二には、その変化した労働を前提としての新しい労働体制が職場に生じてくる。第三に、こうした新しい労働体制に適応できない労働者の淘汰という問題が生じてくる。以下、順次触れてみよう。

第一に、オートメーションは、労働の質の変化を要求し、これまでのような熟練労働力は一部をのこし、漸次職場から駆逐せられ、代わつて経験に乏しい若年労働力が登場してくる。ベルトコンベアーにのつて次々にやつてくる原材料を単純作業で処理するには、ほとんど経験を要しないし、計器の読みとりすら必要としない場合が少なくない。その反面、機械の流れがストップしないよう絶えず調整を行なう必要があるが、それには相当の知識を必要とする。若年労働力といつても、かなりの知識を要するという事になれば、一定の学歴を有する労働者が必要とされ、企業内訓練の意義が重視されてくるわけである。ちなみに三五年三月に通商産業省企業局が行なつた調査-「わが国装置工業のオートメーション化の状況」-のアンケート結果によると、オートメーションの結果新規採用者の学歴構成が変化した事業所は調査対象四二三事業所中五二%にのぼり、そのうち八六%は作業が高度化して高校卒従業員が増加したとなつている(業種別には、鉄鋼の九七%、化学の九二%、石油精製の二〇〇%が目だつている)。また、最近の臨時工の増加も、単なる景気の調節弁というよりはむしろオートメーションの進化が必ずしも「本工」という身分の労働者を持に必要とはしなくなつたことに帰因するともいえよう。そして機械の保守管理という部門は、従前にも増してウエイトを増すし、また肉体的な緊張よりもむしろ精神的緊張が増大することになる。これは仕事に対して自分で疲労度を調節出来ないこと、交代制のため睡眠不足になることなどによるものである。したがつて、新しい健康管理の問題が生じてくる。さらに、余暇の使い方が、肉体的疲労の回復からばかりでなく、精神的疲労の回復という点から問題となつてくる。

次に、労働の質の変化は、当然職場における労働体制の変化を要求する。労働から熟練という要求がしだいに排除されてくるにつれ中高年齢労働者と若年労働者の職場における地位の差がしだいになくなり、新しい技術に対応する知識の有無の点ではむしろ逆転するといつてもよい事態が生ずる。中高年齢

労働者の職場における発言力は著しく低下する。また、共同作業の分野が少なくなり、全体としては流れの中にいるが個々の作業がバラバラに行なわれるという状態(労働の抽象化)が続くので職場におけるヒューマン・リレーションの問題が大きくクローズアップされなければならない。したがって、先に述べた余暇の活用とも関連して、職場における従業員の厚生対策の比重が一段と増す。また、年功序列型賃金も維持できなくなり、しだいに職務給型賃金へと近づくことになるだろう。同一労働同一賃金の原則の現実の登場が必至となつてくるわけである。また、新しい労働に適応できない者に対する職場内での配置転換が具体的に日程にのぼつてくる。労働力の移動は、企業内でも顕著に認められるのである。さらに労働時間短縮への要求は、以前に増して強くなることと思われる。

ここで最後の問題に移ろう。オートメーションは、雇用量にどのような影響をあたえるかということである。オートメーションが失業をもたらすか、どうかについては、楽観論、悲観論とも成り立ちうるが、少なくともわが国の場合はオートメーションが雇用状態に悪影響を及ぼしたということは現在までのところではいいがたいようである。これはオートメーションの採用がまだ本格的になつておらず、また、わが国にそれが導入されたのが設備拡張に続く設備拡張で労働需要が上向く一方の時に際会しているからであろう。雇用指数は、戦後一貫して増加する一方である。しかもわが国における技術革新の急速な進展は、スクラップ・アンド・ビルドを一層ひん繁化し、その結果の雇用増加がオートメーションによる失業という現象をくい止めるのにあずかつて大いに力があつたからである。しかしながら、今後、オートメーション、なかでもオフィス・オートメーションの進展は、雇用労働市場にかなり重要な影響を及ぼすものと考えなければならない。なぜなら、オフィス・オートメーションの対象となる中高年齢ホワイト・カラー層は、最も転職困難な階層であるからである。ある程度の教育を受け、しかも特別には技能を持たないホワイト・カラーとオフィス・オートメーションの今後の推移は、まったく予断を許さない。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第二節 変動する就業状態の諸相

三 低所得階層の推移

厚生省では、昭和二八年以来、厚生行政基礎調査の結果に基づいて、保護世帯の平均消費水準とほぼ同程度である世帯を、低消費水準世帯として推計しているが、三五年四月現在におけるその数は一五七万九、〇〇〇世帯、六六七万人となつている。この中には、被保護世帯を含んでいないからこれらを加えると、いわゆる低所得階層の総数は二一九万五、〇〇〇世帯、八三三万人に達する。

もつとも、このうち低消費水準世帯の算定の基礎となつている現金支出額は、聞き取り調査という点で、若干問題があり、かつ、低消費水準世帯をもつて低所得階層の世帯とみることが、厳密に言えば問題であろうが、これを別として世帯の全体的傾向をみると、低消費水準世帯は、年ごとに減少して、三五年には三四年よりも約二万世帯ほど減少して総世帯に占める割合も七・四%から七・〇%へと低下している(第二一表参照)。

第21表 低消費水準世帯数の推移(各年4月15日現在)

	全国推計世帯数			全世帯に占める割合		
	総数	耕地面積 0.3ヘクタール以 上	耕地面積 0.3ヘクタール未 満	総数	耕地面積 0.3ヘクタール以 上	耕地面積 0.3ヘクタール未 満
28年	千世帯 2,043	千世帯 723	千世帯 1,320	% 11.9	% 14.4	% 10.9
29	2,036	643	1,392	11.1	12.8	10.5
30	2,042	714	1,329	10.8	14.1	9.6
31	2,062	701	1,361	10.2	13.2	9.1
32	1,923	597	1,326	9.3	11.2	8.6
33	1,688	548	1,140	8.1	10.6	7.2
34	1,603	493	1,110	7.4	9.6	6.7
35	1,579	458	1,121	7.0	9.0	6.4

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

(注) 被保護世帯は含まない。なお、被保護世帯については各論第1章公的扶助の第1-4表参照。

また被保護世帯も三四年度には月平均約六一万四、〇〇〇世帯ほどあつたものが、三五年度には約六一万一、〇〇〇世帯とわずかながら減少し、人口一、〇〇〇人対保護人員も三四年度の一八・〇人から一七・四人へと低下するに至つている。

このようにいわゆる低所得階層の推計数は減少しているが、その減少率が低い理由は、推計が三五年前半の資料に基づいているため低所得階層にかなり好影響を与えた三五年後半の状況が含まれていないことにもよると思われるが、また、低所得階層の世帯構造の特徴にもこれを求めることができるであろう。すなわち、三四年一〇月、厚生省において実施した生活実態調査の結果によると、第二二表のとおり低所得世帯(被保護世帯を含まない)の人口の年齢構成は、一般世帯のそれと比べ、一五歳未満の児童の

割合が相対的に大きく、このため一五歳以上六五歳未満の生産年齢人口の割合が相対的に小さくなっており、また、第二三表のとおり、たとえば、一五歳から六四歳の男子の人口一人当たり負担係数は、低所得階層では、一人当たり二・九八人で一般世帯の二・三一人に比して約〇・七人も多いことなどが明らかになっている。

第22表 支出水準階層別にみた年齢階級別人口構成の比較

第22表 支出水準階層別にみた年齢階級別人口構成の比較

(単位：%)

	低 所 得 世 帯				一般世帯
	総 数	150% 以下	151~ 200%	201% 以上	
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15歳未満	39.4	44.2	41.1	35.4	31.7
15~19歳	7.5	7.0	7.2	8.1	8.8
20~39	25.6	22.5	26.3	26.9	30.6
40~64	20.8	20.1	19.6	22.1	23.0
65歳以上	6.4	6.0	5.4	7.4	5.7
不 詳	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2

資料：厚生省統計調査部「生活実態調査(34年10月)」による。

(注) 1. 一般世帯人口は、34年7月1日の総理府統計局「就業構造基本調査」による。

2. 支出水準階層は

$$\frac{\text{10月中の実支出}}{\text{生活保護法による基準生活費}} \times 100$$

によつて、150%以下、151~200%、201%以上の三つに区分した。

第23表 支出水準階層別にみた負担係数の比較

第23表 支出水準階層別にみた負担係数の比較

(単位：人)

	低 所 得 世 帯				一般世帯
	総 数	150% 以下	151~ 200%	201% 以上	
15歳以上の者1人当たり15歳未満児童数	0.65	0.79	0.70	0.55	0.47
15歳以上65歳未満の者1人当たり15歳未満児童+65歳以上高齢者数	0.85	1.01	0.88	0.77	0.60
15歳以上65歳未満の男1人当たり15歳未満男児童+65歳以上男高齢者+全年齢女数	2.98	3.35	3.04	2.76	2.31

資料：厚生省統計調査部「生活実態調査(34年10月)」による。

したがつて、こういつた事情から、たとえ生産年齢人口層の就業機会が増加し、また賃金水準が改善されても、低所得階層に対する経済効果といつたものは、比較的微小になるものと考えられる。

このような傾向は、被保護世帯の場合においては一層著しいかたちで示されている(各論第一章第三節「生活保護の実施状況」第一-六表および第一-八表参照)。

さらにもう一つの大きな特徴は、低所得階層における就業の内容が一般世帯と比べてかなり特殊な形態を示しているということである。すなわち前掲の生活実態調査の結果によると、第二四表のとおり低所得世帯の有業率は総数で七六%を示し、一般世帯の約六四%と比べて高く、特に低所得世帯における女子

の有業率は著しく高いことである。しかもこれら女子の就業先を世帯の最多収入者についてみると、第二五表に示すとおり、零細な農業や日雇あるいは中小企業従事者といったもので、必ずしも安定した就業とはいえないようである。このような不安定な就業は、同じく男子の場合にもみとめられるが、この結果低所得世帯においては世帯の収入の増加をはかる必要から世帯の就業率を高めがちとなり、低収入多就業の傾向を引き起こしやすいものといえよう。したがって、低所得世帯といいい被保護世帯といいい、その一部については、好況の影響を受けて最多収入者あるいは世帯主の収入が増加し波及的にその消費水準が向上する世帯がみられる反面、有業者のいない世帯、有業者はあつてもその労働能力が低い世帯などは、好況による影響を受けることが少なかったものと考えられる。これもまた好況下において低所得世帯や被保護世帯をそれほど大きく減少せしめなかつた理由の一つとして数えることができよう。

第24表 支出水準階層別および年齢階級別にみた15歳以上の人口の有業率

第24表 支出水準階層別および年齢階級別にみた15歳以上の人口の有業率

(単位：%)

	低所得世帯				1) 一般世帯	2) 一般人口
	総数	150%以下	151~200%	201%以上		
総数	76.0	73.7	76.8	76.4	63.8	70.0
	男					
総数	85.4	83.9	85.8	85.8	84.0	84.1
15~19歳	49.1	51.3	54.5	44.4	44.8	54.2
20~39	97.0	94.9	97.1	97.8	94.8	92.6
40~64	92.8	92.5	91.0	94.1	95.3	91.7
65歳以上(再掲)	56.0	50.5	44.9	63.6	51.4	61.7
20~64歳	95.1	93.7	94.6	96.1	95.0	92.2
	女					
総数	68.1	65.3	69.3	68.3	45.2	56.7
15~19歳	50.6	44.3	59.4	47.7	40.6	50.7
20~39	79.2	77.8	79.1	79.9	51.8	62.4
40~64	74.4	70.9	75.4	75.5	46.0	59.7
65歳以上(再掲)	25.6	24.2	22.9	28.0	14.0	28.2
20~64歳	77.1	74.7	77.5	77.9	49.3	61.3

資料：厚生省統計調査部「生活実態調査(34年10月)」による。

(注) 1)は34年7月1日現在、総理府統計局「就業構造基本調査」から単身世帯を除外した。

2)は総理府統計局「労働力調査34年10月分」による。単身世帯も含まれている。

第25表 低所得世帯における最多収入者の就業構成

第25表 低所得世帯における最多収入者の就業構成

(単位：%)

	総数	最多収入者が有業										最多収入者が無業	
		総数	農林業主	非農林業主	その他自営	家族従業者	家内労働者	法団体役員	常雇(1-99人)	常雇(100人以上)	日雇		
総数	総数	100.0	98.0	40.2	10.3	4.6	0.6	1.3	0.4	19.8	8.8	12.1	2.0
	男	100.0	98.9	42.4	10.5	4.4	0.7	0.5	0.4	20.1	9.1	10.9	1.1
	女	100.0	92.6	26.6	9.4	6.0	0.2	5.8	-	18.2	6.5	19.9	7.4
150%以下	総数	100.0	98.2	36.2	10.0	7.3	0.6	0.9	-	19.3	4.4	19.6	1.8
	男	100.0	99.0	38.5	10.2	7.5	0.7	0.8	-	20.0	4.6	16.8	1.0
	女	100.0	93.5	21.5	8.6	6.5	-	1.1	-	15.1	3.2	37.6	6.5
151~200%	総数	100.0	98.2	39.6	10.5	4.5	0.6	1.5	0.3	20.0	9.6	11.5	1.8
	男	100.0	98.9	41.2	10.8	4.0	0.7	0.7	0.4	19.8	10.2	10.9	1.1
	女	100.0	93.9	29.5	8.3	7.6	-	6.1	-	21.2	6.1	15.2	6.1
200%以上	総数	100.0	97.8	42.6	10.3	3.3	0.6	1.3	0.6	19.9	10.3	8.8	2.2
	男	100.0	98.9	45.1	10.3	3.0	0.6	0.3	0.7	20.3	10.7	7.8	1.1
	女	100.0	91.1	27.1	10.4	4.7	0.5	7.8	-	17.7	8.3	14.6	8.9

資料：厚生省統計調査部「生活実態調査(34年10月)」による。

以上低所得階層の全体的推移の傾向をみるかぎり、総世帯に対する比率では低下しているが、絶対数では大きな変化をみせておらず一見停滞的であるかのようである。たしかに低所得階層の中には高齢者世帯や母子世帯といった世帯が相当多く、構造的にみて社会に適応するためには比較的長期間を要するものが多くその意味で停滞的性格を多分にもっているといえるであろう。しかし、絶対数の減少がそれほど大きくないからといってこのことが低所得階層が同一のまま滞留しているということを示しているものではない。たとえば被保護世帯の一年間における保護開始および廃止世帯の合計は、約五〇万世帯に及び、最近では被保護世帯の中でも働いている世帯主や世帯員のいない不就業世帯がふえているといった変化がみられるし、また日雇労働者の調査結果などをみても、日雇労働者の年齢構成がしだいに中高年齢層に集中し、四〇歳以上の者が七三%を越えるといった現象などがみられ、低所得階層は決して停滞しているものでもなければ、また社会変動と別個の動きを示しているものでもないのである。

そこで、こういった低所得階層の量的変化の動因についてみてみよう。いうまでもなく所得の増減をひき起こす原因としては、これを、たとえば、失業、賃金の低下、疾病による医療費支出の増加とこれに伴う所得の相対的不足といった場合と、この逆にたとえば、就業、賃金の上昇、疾病の治ゆによる医療費支出の減少などの場合との二方向に求めることができる。しかし、これらの原因の発生が必ずしも低所得階層への落層または低所得階層からの離脱へとただちにつらなるものではない。特に落層の場合にはそこに若干の時間的経過がみられるのがふつうである。それは家族外から親族などの仕送り受領などによる収入を増加したりあるいは世帯内での内職をはじめて所得の増加を図ったり、財産の賃貸、売却などによる収入の増加を図ることなどによつて一時的に落層時期の引き伸ばしを図るのがふつうである。しかしながら、戦後は家族的紐帯の弛緩などによつて、扶養関係がきわめて弱化したし、また財産収入についても戦後はこれを期待することが困難となつているものとみられる。したがって、落層までの期間は戦前と比べ一段と短くなつている面もあるものと考えられる。そこで、この辺の事情を三四年一二月の日雇労働者生活実態調査の結果からうかがつてみよう。これによると、日雇労働者の前職は、製造業、建設業、卸売業、小売業などで六〇%以上を占め、また従業上の地位別には雇用者の七八・四%が最も多く、次いで自営業者の一八・八%となつている。年次の推移としては概して自営業者の増加傾向が顕著である。就業先の規模は、一〇人から二九人クラスが二二・四%、続いて五〇〇人以上一九・五%となつており規模の大小にはあまり関係がない。これらの職業から離れた理由としては、希望退職が多く一六・二%、次いで企業整備一五・三%、自営業経営不振一三・七%といったところが多い。離職してから日雇になるまでの期間は、一年未満が七〇・九%、これを六か月未満でみると五三・五%になる。三三年と三四年とを比較してみると、全体としては三四年では落層までの期間がやや長くなり、平均一二・九か月を示している(第二六表参照)。また、日雇労働者になるまでの間の生活維持の方法は、財産収益または売り喰いが一九・九%、失業保険一八・六%、ただちに日雇となつた者一八・一%、浮動的(不特定)職業一六・三%などがおもなものとなつている。

第26表 離職してから日雇になるまでの期間の構成

第26表 離職してから日雇になるまでの期間の構成

	総数	6月未	6月~1年未	1年~2年未	2年以上	平均	均	33年平
		満	年未	年未	以	期	間	均
	%	%	%	%	%	%	月	月
全 国	100.0	53.5	17.4	11.9	17.2	12.9		11.0
六 大 都 市	100.0	49.8	18.6	12.7	18.9	14.1		11.0
その他の地域	100.0	55.0	17.0	11.7	16.3	12.4		11.0

資料：労働省職業安定局「日雇労働者生活実態調査結果報告書(34年11月)」による。

以上低所得世帯の量的変化の全体的傾向とその動因といったものについてみたが、次に最近における低所得階層の質的变化の動きを主として世帯の属する業態の面からながめてみよう。

ここでは、全国の世帯を業態別の保護率によつて区分し、高い保護率を有する業態が低所得世帯ないしこれにほぼ近い階層であると考えて業態別に保護率を算出してみると第二七表のとおりである。

第27表 世帯の業態別保護率

第27表 世帯の業態別保護率 (各年4月15日現在) (単位：%)

	総数	耕地面積0.3ヘクタール以上の世帯				耕地面積0.3ヘクタール未満の世帯					
		総数	専業世帯	常用勤労者兼業世帯	その他兼業世帯	総数	事業経営者世帯	常用勤労者世帯	日雇労働者世帯	家内労働者世帯	その他世帯
29年	2.6	0.8	0.9	0.6	3.3	0.6	0.8	8.4	8.3	13.2	
30	2.5	0.5	0.8	0.7	3.2	0.6	0.8	8.3	9.0	12.6	
31	2.3	0.6	0.7	0.5	2.9	0.5	0.7	8.0	10.1	13.3	
32	1.9	0.5	0.6	0.3	2.4	0.4	0.6	7.0	7.8	11.0	
33	1.8	0.7	0.8	0.3	2.2	0.4	0.6	5.6	7.3	10.4	
34	1.9	0.7	0.8	0.3	2.3	0.5	0.6	7.1	9.2	11.2	
35	1.9	0.7	0.8	0.4	2.2	0.7	0.6	8.2	7.3	11.0	

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

これによると、わが国の世帯は保護率の高低によつて二つの群に分割される。一つは保護率の比較的低い世帯群であり、これに属するものは、一定の耕地のある農家、事業経営者および常用勤労者の世帯であり、その保護率は1%以下を示している。いま一つは、7%から11%という高い保護率の世帯群であり、これに属するものには、就業条件が不安定でありかつ賃金も低い日雇労働者世帯、家内労働者世帯、靴みがきとか、くず拾いのようなきわめて零細な自営業者および不就業者よりなるその他の世帯がある。

もちろん、前者の世帯群のなかにもかなりの低所得階層が含まれているが、概して後者の世帯群は、種々の面で不安定な状態にあり、低所得階層ないし、これにほぼ近い階層であるとみてよいと思われる。このことは第二八表に示すように、常用勤労者世帯とその他の世帯群との平均収入額の面からみてもうかがえよう。

第28表 世帯業態別にみた平均収入額

第28表 世帯業態別にみた平均収入額
(単位：円)

	平均収入額
総 数	19,863
常用勤労者世帯	21,987
日雇労働者世帯	11,872
家内労働者世帯	17,367
その他の就業者世帯	14,848
不 就 業 者 世 帯	9,281

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査(35年)」による。

〈注〉収入額は35年3月1か月間の現金収入である。

そこでこれらの日雇、家内労働、その他の世帯群を便宜不安定世帯とよんで最近の推移をたどつてみると、年ごとに減少の傾向がみとめられる。すなわち、全世帯のうち、不安定世帯の占める割合は三〇年には一七・六%であつたものが、三二年には一四・八%に減じ、さらに三五年には一三・五%へと減少している。その減少の割合の幅は比較的少なく、三五年を三二年に比べるとわずかに二%程度の減少にすぎない。そしてこのような傾向は、労働力調査による日雇数が三四年一か月平均の一四万人が三五年には一〇八万人とあまり減少を示していない点からもうかがうことができる。なお、最後に、不安定世帯の地域的分布の推移をたどつてみると第二九表のとおり大都市およびその他の市での比重がしだいに高まりつつあるが、これは注目すべき現象といつてよいであろう。

第29表 地域別不安定世帯の推移(各年4月15日現在)

第29表 地域別不安定世帯の推移
(各年4月15日現在) (単位：%)

	総 数	大都市	その 他 市	郡 部
29 年	100.0	15.3	29.7	54.9
31	100.0	17.5	41.2	41.3
33	100.0	18.3	39.5	42.2
35	100.0	20.0	44.8	35.2

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

健康とは、完全な肉体的、精神的および社会的に良好な状態であり、単に疾病または、病弱の存在しないことではない(世界保健機関憲章)。国民の健康を積極的な立場から可能なかぎり増大し、生命を延長させ、価値ある人間生活を長く可能にすることが保健の基本であることは、世界保健機関憲章で明らかにされているところであり、各国は自国民の健康に関して責任を持ち、じゅうぶんな保健的および社会的措置をとつてきているのである。しかし、個人の健康のみならず、ある集団の健康の状態をは握するためには、現実にはなんらかの具体的指標によらねばならない。この目的に合致するものとしては、WHOの「健康水準の測定」に関する技術報告があるので、以下これによつて日本の健康水準向上のあとをたどつてみよう。

同報告では、まず各国に共通な総合指標として、(1)平均余命、(2)人口一、〇〇〇対総死亡(粗死亡率)(3)五〇歳以上の死亡の総死亡に対する割合をあげ、さらに、特定指標として(4)乳児死亡率、(5)伝染性疾患の人口一〇万対死亡数、(6)病院病床数、医師数などの保健活動の状況をあげている。このほか、望ましい資料として、傷病の量、栄養および体位、上下水道普及率などをあげている。

これらの資料は、わが国ではおおむね整備されているが、国によつては得られない場合も少なくない。ことに、傷病量の調査を実施している国は日本のほかアメリカ、イギリス、デンマーク、カナダなどの諸国に限られている。しかも、これらの傷病調査はいわゆる面接による聞き取り調査であつて、いわば健康水準の間接的な測定法なのであるが、これに対するものとして健康診断による疾病調査もあり、これは健康水準の直接的測定法と考えられている。しかし、健康水準を測定するといつても現在の知識の段階で期待しうるのは、せいぜいのところ健康状態からの偏差、すなわち、疾病であるとか、死因別死亡率などの測定であつて、健康そのものを測定する直接的な尺度は持つていないことは銘記しておかなければならないであろう。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

一 平均余命

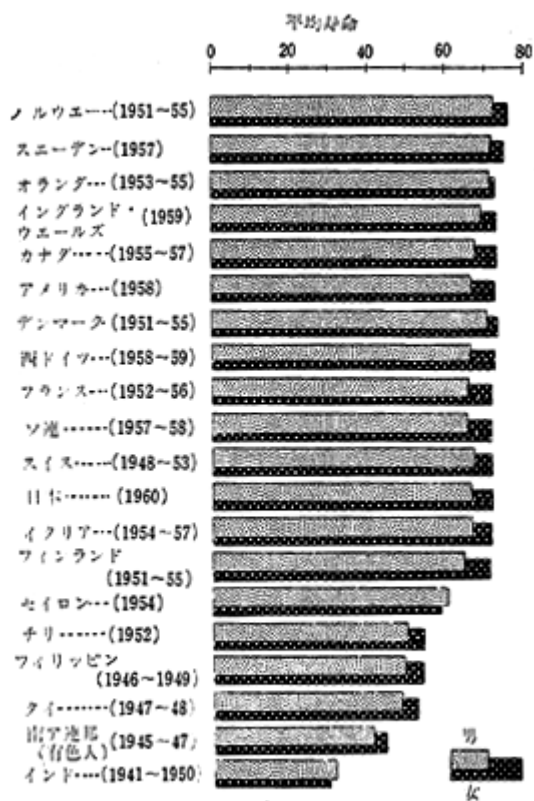
まず平均余命からみてみよう。「平均余命」というのは、性別年齢別の死亡率が今後も一定であると仮定した場合に、ある年齢に達した者が今後生存すると期待される年数の平均をいい、このうち〇歳における平均余命を、特に「平均寿命」といつており、普通平均寿命が最も多く使われている。

わが国の平均寿命の推移は、付表四のとおり、明治、大正を経て昭和の初期に至る間は四〇年をやや上回る程度で、長い間足踏み状態であつた。昭和二〇年は、戦後の混乱期であつたため、男二三・九年、女三七・五年と異常な低下を示したが、その後は死亡率の顕著な改善を反映して驚異的な上昇をみせ、特に二二年から二六年に至る四年間には約一〇年の伸長を示し、寿命革命ともいえる一時期を画している。三一、三二年にはインフルエンザ流行の影響を受けてやや低下したが、その後は順調な延長をみており、三五年には、男六五・四年、女七〇・三年となり、女はついに七〇年をこえるに至つた。

平均寿命を国際的を比較してみると、第八図のとおり、ノルウエー、オランダ、スエーデンの三国のように、男女とも七〇年を越えている国もあるが、わが国の水準はおおむね欧米諸国なみの水準に達しつつあつて、アジア各層のそれをはるかに抜いているのである。これらの事実は、生活水準および公衆衛生の向上、医療の進歩普及に伴う健康水準の高まりを物語るものであり、出生率の低下とあいまって人口老齢化の現象においても、わが国が欧米諸国に迫りつつあることを物語っている。

第8図 平均寿命の国際比較

第8図 平均寿命の国際比較



資料:「Demographic Yearbook 1960」による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

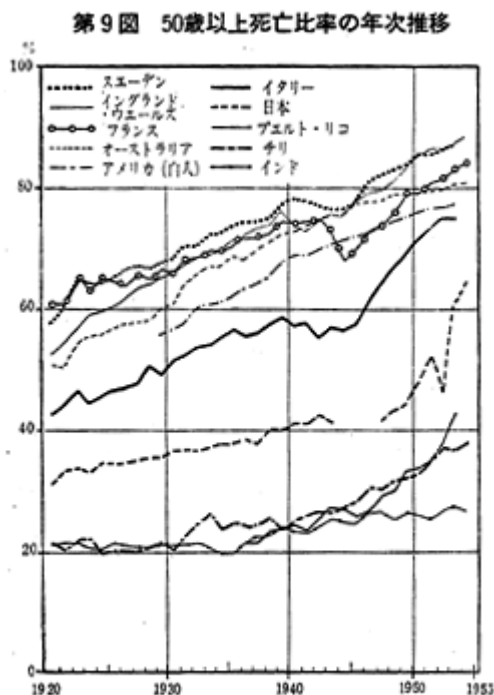
第三節 国民の健康水準の推移

二 五〇歳以上死亡の総死亡に対する割合

一国の健康水準を諸外国、ことに低開発国と対比しようとする場合、資料入手の容易さの点からみて、この五〇歳以上死亡の総死亡に対する割合を用いるのが便利である。これは一国民の死亡について若死するものが多いか、相当年配になつてから死亡するものが多いかを比較するものであるが、年齢階級別死亡数の統計のある国ならば、この資料を作成することが可能であり、自国民の健康水準の国際的位置づけおよび上昇の速度を一応総合的に判断することができるからである。

第九図は、主要各国別にこの割合を図示したものであるが、一九二〇年から一九五五年までの間における各国のすう勢を明らかにすることができる。スウェーデンからアメリカ(白人)までの上位国群とイタリア、日本の中位国群、その他の下位国群の三群におおむね分かれているが、日本の場合、一九五〇年(昭和二五年)前後から急上昇を示して、上位国群に急速に接近しつつあることが明らかである。このことは、戦後も二四、五年頃からの日本の保健環境が急速に改善され、寿命革命が進行しつつある様相を如実に示すものといえよう。

第9図 50歳以上死亡比率の年次推移



資料：S.Swaroop, 「Introduction to Health Statistics, 1960」による。

厚生白書(昭和36年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

三 乳児死亡率

従来、乳児死亡率は健康水準の指標として重視されてきており、また公衆衛生的努力による改善の余地の多い分野である。国全体としてみた場合の乳児死亡率の年次推移は第三〇表で明らかとなっており、過去二〇年間にほぼ三分の一に減少しており、現在国際的には中間死亡率国家群の上位に属している。

第30表 乳児死亡率(出生千対)の国際比較

第30表 乳児死亡率(出生千対)の国際比較

	1940年	1950年	1955年	1959年
低死亡率国家群				
ス エ ー デ ン	39.2	21.0	17.4	16.3
オ ラ ン ダ	39.1	25.2	20.1	16.8
イングランド・ウェールズ	57.4	30.0	24.9	22.2
デ ン マ ー ク	50.2	30.7	25.2	22.5
ア メ リ カ	47.0	29.2	26.4	26.4
フ ラ ン ス	95.3	52.0	38.6	29.6
中間死亡率国家群				
ベ ル キ ー	93.2	53.4	40.7	30.2
日 本	90.0	60.1	39.8	33.7
西 ド イ ツ	64.1	55.6	41.7	34.3
イ タ リ ア	102.7	63.8	50.9	44.9
セ イ ロ ン	148.9	81.6	71.5	64.5 ¹⁾
高死亡率国家群				
メ キ シ コ	125.7	96.2	83.3	75.5
ポ ル ト ガ ル	126.1	94.1	90.2	88.6
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	-	118.4	112.8	91.4
コ ロ ン ビ ア	140.9	123.9	104.2	96.0
チ リ	217.2	139.4	126.1	124.3

資料：1940年は「Demographic Yearbook 1953」、1950、55年は「Demographic Yearbook 1959」、1959年は「Epidemiological and Vital Statistics Report VOL. 13. No.9」による。

(注)1) 1958年である。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

四 死因群別死亡率

わが国の粗死亡率の推移は第三一表のとおり、昭和一〇年の人口一〇万対一、六七七・八から三五年の七五六・一と著明な低下を示している。これを諸外国のそれと比較すれば第三二表のとおりであつて、粗死亡率でみるかぎり低死亡率国群にはいつた観がある。しかし、欧米諸国はわが国より人口が老齡化しており、この人口の年齢構成による差を捨象して、訂正死亡率で比べてみると、三三年においてわが国は人口一、〇〇〇対七・一であつて、欧米先進国の四・七から六・二にはまだ及ばないのである。

第31表 死因群別死亡率(人口10万対)と死亡割合(百分率)の年次比較

	10 年		25 年		30 年		35 年	
	死亡率	死亡割合	死亡率	死亡割合	死亡率	死亡割合	死亡率	死亡割合
総 数	1677.8	100.0	1087.6	100.0	776.8	100.0	756.1	100.0
A群(細菌感染によるもの)	727.8	43.4	387.0	35.6	158.1	20.4	121.6	16.1
B群(成人病)	413.6	24.7	356.1	32.7	367.0	47.2	412.5	54.6
C群(妊産婦および乳児期の疾患)	130.7	7.8	79.2	7.3	42.8	5.5	28.0	3.7
D群(外因死)	63.0	3.8	61.4	5.6	64.8	8.3	64.6	8.5
E群(その他)	342.6	20.4	203.9	18.7	144.0	18.5	129.3	17.1

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注)1 表中の死因群の内容は、それぞれ次のとおりである。

A群：伝染病および寄生虫病、髄膜炎、インフルエンザ、肺炎および気管支炎(新生児肺炎を含む。)、腸炎および大腸炎(新生児下痢を含む)。

B群：悪性新生物、良性新生物、中枢神経系の血管損傷、心臓の疾患、高血圧症、精神病の記載のない老衰

C群：妊娠、分娩および産じよくの合併症、先天奇形、新生児固有の疾患

D群：不慮の事故、自殺、他殺

E群：A、B、C、D群以外の全死因

2 10年のB群には高血圧症は含まない。

第32表 主要諸国の死亡総数および伝染性疾患死亡率(人口10万対)

第32表 主要諸国の死亡総数および伝染性疾患死亡率(人口10万対)

	死亡総数	伝染性および 寄生性疾患	結核(再掲)
アメリカ(1959)	941.7	13.3	7.1
アルゼンチン(1956)	816.0	34.4	19.7
セイロン(1958)	967.4	95.8	20.5
日本(1960)	756.1	45.5	34.1
フィリピン(1957)	857.2	116.0	92.6
フランス(1959)	1,120.9	32.8	24.3
西ドイツ(1958)	1,081.7	25.2	18.8
スエーデン(1959)	958.4	12.1	8.6
イングランド・ ウェールズ(1959)	1,162.6	15.3	10.0
オーストラリア(1959)	886.7	10.9	5.5

資料：日本は厚生省統計調査部「人口動態統計」、その他は「Demographic Yearbook 1960」による。

(注) 伝染性および寄生性疾患とは国際簡単分類B₁～B₁₇の伝染病および寄生虫病とする。

次にわが国の死因構造も、最近二五年間に大きな変革を経てきている。第三一表で明らかのように一〇年頃の最大死因群はA群、つまり細菌感染によるものであり総死亡の四二・七%を占めていたのが、二五年にはA群とB群(成人病)の比重がほぼ等しくなり、三五年には逆転して、成人病が最大で、細菌感染による死亡の三倍以上を占めるにいたっている。また、死亡総数の激減に伴って外因死の比重もしだいに高まってきていることに注目しなければならない。しかし、カナダ、アメリカ、フランス、イングランド・ウェールズなどの欧米諸国では、すでに成人病による死亡が六割以上になつていることなどからみて、わが国も健康水準の向上や人口の老齢化などにつれて、成人病群の比重が今後ますます増大することが予測されるのであるが、特にこの種疾病が四〇歳から六〇歳の働き盛りの年齢に多発し、社会的損失が多である点からも緊急の対策が要請されている。

次に伝染性疾患の人口一〇万対死亡率を国際的に比較してみると、第三二表のとおりであり、まだ先進諸外国に比して相当高率である。そのおもな理由は、結核による死亡がまだ高率であることによるものと考えられるのである。そのおもな理由は、結核による死亡がまだまだ高率であることによるものと考えられるのである。なお、三五年の主要死因別死亡数と率は各論第七一八表のとおりであり、三四年に比して第八位と第九位の入れ替わりがあつた。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

五 保健活動

わが国の保健活動や医療事業が国際的にみて、どの程度の水準にあるかをみてみよう。まず、病院病床数については 第三三表で明らかとなっており、総数においては、欧米諸国に比して若干低位にある。また、病院種別にみても、一般病床数もまだまだじゅうぶんでないが、最も顕著なのは精神病院病床の少ないことであろう。これに対して、結核療養所の結核病床はきわめて高率であり、わが国が国民病としての結核に力を入れてきたことが明らかである。

第33表 諸外国の病院病床数の比較(人口10万対)

第33表 諸外国の病院病床数の比較(人口10万対)

	総数	結核療養所	精神病院	らい療養所	一般およびその他の病院
アメリカ(1957)	906.7	41.4	372.0	-	493.3
アルゼンチン(1955)	647.3	63.2	150.5	11.9	421.8
セイロン(1957)	316.4	23.4	26.6	10.9	255.9
日本(1960)	735.1	122.9	79.0	15.3	517.9
フィリピン(1956)	85.7	6.2	16.5	-	63.0
フランス(1957)	1,294.6	85.1	188.1	-	1,021.4
西ドイツ(1957)	1,075.8	83.0	185.3	-	807.5
スエーデン(1957)	1,484.9	96.8	428.7	-	959.4
イングランド・ウェールズ(1957)	1,071.8	57.0	349.2	-	665.6
オーストラリア(1956)	1,154.4	37.3	326.1	-	791.0

資料：日本は厚生省統計調査部「病院報告」、その他は「Annual Epidemiological and Vital Statistics 1957」による。

次に、医療関係者についてみると、第三四表で明らかとなっており、医師、薬剤師、助産婦の数はおおむね先進諸国の水準に達しているが、歯科医師についてはやや劣るようである。

第34表 諸外国の医療関係者の比較(人口10万対)

第34表 諸外国の医療関係者の比較 (人口10万対)

	医 師	歯科医師	薬 劑 師	助 産 婦	看 護 婦
ア メ リ カ(1958)	124.7	52.9	-	5.7	480.8
アルゼンチン(1956)	130.8	51.7	41.3	28.7	137.5
セ イ ロ ン(1958)	21.3	1.7	-	25.7	26.5
日 本(1959)	109.1	35.4	62.8	56.4	182.9
フ イ リ ピ ン(1956)	11.1	1.4	0.7	6.7	14.1
フ ラ ン ス(1958)	107.4	33.3	42.6	22.4	186.2
西 ド イ ツ(1958)	136.2	58.1	28.5	20.1	282.3
ス エ ー デ ン(1957)	85.2	62.4	11.1	25.1	770.3
イ ン グ ラ ン ド ・ ウ ェ ー ル ズ (1958)	93.9	25.4	37.8	36.9	404.7
オーストラリア(1956)	117.0	44.0	78.0	-	-

資料：日本は厚生省統計調査部「医師・歯科医師・薬剤師調査」および「衛生年報」、
 その他は、「Annual Epidemiological and Vital Statistics, 1957」に
 よる。

- (注)1. 国により医師、歯科医師、薬剤師、助産婦、看護婦の定義は異なる。
 2. 日本の助産婦、看護婦は就業者のみである。

次に日本の看護婦(准看護婦を含む。)数はスウェーデン、アメリカ、イングランド・ウェールズなどに比べて相当低位にある。ただし、国によつて看護婦の定義、資格などに相違があるので、第三四表の数字によつて一律に比較することは問題もあるが、日本の看護婦数が、医師、病床などの充足度に比して不足していることは推測できよう。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

六 上下水道普及率

公衆衛生の最も基本的な事業として、衛生的な水の供給と排出物の衛生的処理があるが、WHOの技術報告でも、上下水道の普及率は今後有用な指標となることを指摘している。わが国の上下水道普及率(総人口に対する利用人口の比率)を西欧諸国のそれと比較したのが第三五表である。これによつてみると、上水道については、一般に人口密度の高い国が水道の普及率も高く、しかも人口密度が一平方キロメートル当たり一〇〇以上の国では水道の普及率は大部分八〇%以上となつている。このことは、人口密度の高い国ほど都市化が進んでおり、都市化の程度に応じて水道に対する要望が強まるということを反映していると考えられる。わが国の人口密度は三五年で一平方キロメートル当たり二五二であり、イギリス、西ドイツ、フランスのいずれよりも高いにもかかわらず、水道普及率は上水道および簡易水道を合わせて総人口のほぼ五〇%程度にすぎない状況である。

第35表 欧州諸国および日本の上下水道普及状況

	総人口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	普及率(総人口 対利用人口)	
			水道 (%)	下水道 (%)
オランダ	10,200	324	85	85
ベルギー	8,703	286	70	60
イギリス	48,841	199	95	90
西ドイツ	48,700	195	90	70
スイス	4,780	115	80	50
ポルトガル	8,490	94.9	20	20
デンマーク	4,280	79.5	75	70
フランス	42,000	76.1	60	30
ユーゴスラビア	16,927	68	10	2.5
ギリシャ	7,900	58.5	30	-
スペイン	28,000	55.3	40	40
スエーデン	7,150	15.9	70	60
フィンランド	4,100	12.2	50	50
ノルウェー	3,280	10.1	50	50
日本	93,418	252	49	10(6)

(注)1. 国の配列は人口密度順である。
2. 日本のかつこ内は、終末処理場を有する下水道の普及率である。

次に、下水道の普及率は、一般的にみて、西欧諸国では水道普及率と同程度ないしそれをやや下回る程度であり、特に都市ではほとんどすべて下水道が布設されている。しかるに、わが国の下水道普及率は、水道普及率に比べてもさらに低率で、三五年度末でわずかに一〇%にすぎない。しかも、そのうち終末処理場を有し水洗便所の可能な人口の普及率は六%にすぎない。このような普及率のみの対比には種々の難点はあるが、上下水道を中心とする環境衛生施設について、わが国が相当立ちおくれの状態にあることは否定できないところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

七 傷病の量

死亡率や平均寿命のみでなく、傷病統計をも保健水準の一つとすべきであることが前述のWHOの報告においても述べられているが、健康の定義と同様傷病の範囲をきめることは、国際的にはもちろん、一国内においても技術的に難事とされている。一概に傷病といつても個人差があり、主観的要素が加わり、また疾病にかかっても自覚症状の現われない場合も多いし、さらに診断技術の進歩は今まで発見されなかつたような疾病を発見するようになるし、社会生活の進展により、かつては傷病として取り上げられなかつたものも顕在化してくるなど、全国民のり患する全傷病の量と質を時系列的に正確には握ることは困難であるとされている。

しかし、わが国においては、昭和二八年以降毎年厚生省において全国民を対象とする国民健康調査(二八年以前には世帯面調査と称した。)を実施して、国民の傷病の動向を調査してきているので、同調査によつて最近数年間の傷病の状況をみてみよう。この調査の傷病の範囲は、

- (1) 身体または精神が異常状態になつたためなんらかの治療をした場合
- (2) 治療処置はしないが床につくか、一日以上日常業務を中止した場合

であり、正常な妊娠、分べん、産じよく、月経、症状の固定した身体障害、近視、遠視、乱視は除かれている。

この調査の結果によると、三五年一〇月一か月の間に国民の間に発生した傷病は、一、六六〇万六、〇〇〇件と推定され、年間では人口一〇〇対二〇九・九で、一年間に国民一人が平均二回ぐらい傷病にかかり、そのり病日数は約二七日である。これらのうごきを三〇年以降年次別にみると、第三六表のとおり、有病率、り患率、一人当たり年間り病日数などいずれも増加傾向を示している。

第36表 り病状況の年次推移

	有病率	り患率	1人当たり	
	(100人当たり) 傷病件数	(100人当たり) 年間り患件数	り年間り病日数	り患1件当たりり病日数
30年11月	3.8	178.3	20.9	11.7
31 11	4.2	200.0	23.3	11.7
32 10	4.1	215.0	23.0	10.7
33 10	4.6	204.1	25.0	12.3
34 10	4.6	213.4	26.0	12.2
35 10	4.7	209.9	26.6	12.7

資料：厚生省統計調査部「国民健康調査」による。

このように、最近の国民全体のかかる傷病量は、数において漸増の傾向がみられるのではあるが、この

ことは日本の国民の健康がしだいに低下することを意味するのであろうか。国民健康調査はいわゆる面接調査であつて、世帯員の健康状態を世帯員の記録によつて聞き取つたものであり、医師その他のものが世帯員を直接検診して得た結果ではないから、主として被調査者の判断にもとづく傷病量である。しかし、傷病に対する国民の意識や態度の変化はあつたにせよ、傷病そのものがしだいに増加する傾向にあることは注目しなければなるまい。

そこで、次には傷病の種類について検討しなければならぬのであるが、傷病をこまかく分析する場合には、病院、診療所で診療を受けた患者についての調査である患者調査によるのがより適当であろうと思われる。患者調査は、医療機関を利用する患者の傷病名、治療機関、治療費支払い方法、退院理由など医療機関の側から患者の実態をは握するため行なうものであるが、三五年の患者調査によれば全国の病院、診療所(歯科を含む。)で診療を受けた全患者数は、三五年七月一三日(水曜日)には、この一日で入院を含め四四八万八、〇〇〇余人と推定される。そのうち六〇万九、〇〇〇人(全患者の一三・六%)は入院患者、三八七万九、〇〇〇余人(八六・四%)は外来患者であつた。これを人口一〇万対の受療率でみると、全患者で四、八〇五となつており、実に国民二〇・八人に一人の割合で毎日病院、診療所(歯科を含む。)を訪れるか、または入院していることになる。この状況を年次別疾病大分類別の受療率でみたのが付表一〇であるが、二五年から三五年までの一〇年間に総受療率は二倍以上に急増していることは注目に値する。

次に各疾病別にみると、結核受療率は三〇年を頂点として漸減の傾向にあるが、伝染病全体の受療率で見ると増減の波はあるものの、減少の傾向はみられない。これは、ましん、百日咳、インフルエンザなどの周期的流行に加えて、赤痢が漸増の傾向にあることなどによるものと思われる。高血圧症、心臓病、悪性新生物などのいわゆる成人病の増加傾向は、人口の老齢化の傾向からみても当然のことであるが、結核と同様、成人病患者の外来診療間隔は長く、五日前後と考えられるから、実際の受療患者数はこれに数倍するものと推測される。皮ふ疾患の受療率の増加傾向も急激で、この一〇年間に三倍以上になつている。そのほか注目を引くものに、歯が疾患受療率の著増がある。生活水準の低い世帯では放置される傾向の強い歯が疾患の受療率が、三二年頃から急増していることは日本の国民所得、ひいては生活水準の急上昇の反映であるとともに医療保障の拡充による歯科治療の普及を示すものと思われる。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

八 栄養と体位

WHOでは、栄養摂取量特にたんぱく質の摂取量および体位が健康水準を知るうえで望ましい資料としている。諸外国ではこれらの資料に乏しいが、わが国では昭和二一年から国民栄養調査を実施しているので、戦後どのように水準が上昇して来たかを知ることができる。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

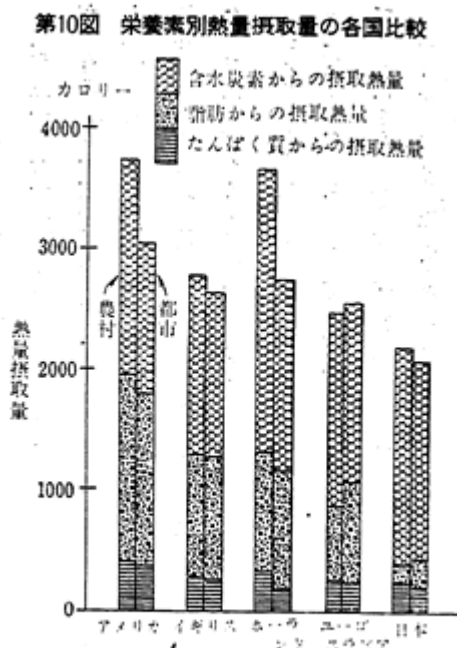
八 栄養と体位

(一) 栄養

戦後の栄養摂取量の推移は付表六に示すとおり、ビタミンB、Cなど若干の栄養素を除きいずれも著しい向上を示している。この傾向を詳細にみると摂取量の増加の著しいもの、ほとんど変化のないものおよび減少の著しいものの三群に大別することができる。まず第一に増加の著しい群に属するものとしては脂肪、動物性たんぱく質があげられるが、これは栄養的に食内容が向上したことを意味するものであり、三五年においてもなお上昇傾向をみせている。次にほとんど変化しないものとしては、熱量、たんぱく質総量、カルシウム、ビタミンA・B・Cがあげられるが、このうち、ビタミンA・Cは摂取量が下回ってきている。第三に減少の著しいものとしては、ビタミンB1があり、国民の間にビタミンB1欠乏に由来する身体症候が多いことは、これによつてみても明らかである。

次に、栄養素別にどのような栄養素から、どのくらいの熱量が供給されているかを諸外国と比較してみると、第一〇図のとおりアメリカ、イギリスなどでは摂取熱量のおよそ半分はたんぱく質、脂肪から供給されているのに、日本では摂取熱量の大部分が含水炭素から供給されていて、含水炭素の摂取過剰が顕著である。

第10図 栄養素別熱量摂取量の各国比較



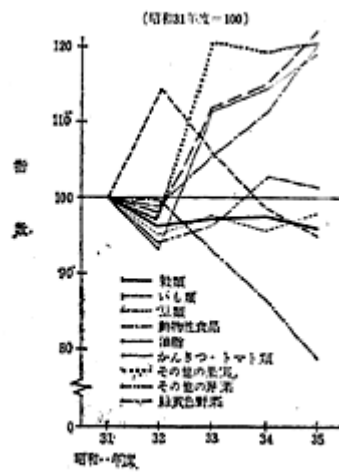
資料：The State of Food and Agriculture,FAO,1959年による。

昭和三十一年を一〇〇とし、三五年までの最近五か年間の食品群別摂取量の動きをみると、次の三群に大

別することができる(第一一図参照)。すなわち、第一に摂取量の著しく増加したものは、動物性食品、油脂、かんきつ、トマト、その他の果実類であり、いずれも栄養的に好ましいものであつて、また比較的高価なものである。このことは、栄養知識の普及と国民生活向上の反映であろう。なお、動物性食品の中では、とくに乳、乳製品、卵の増加が著しかった。また、ビタミンCの給源であるかんきつ類・トマト、その他の果実が増加しているにもかかわらず、ビタミンCの摂取が減少しているのは、いも類、緑黄色野菜の摂取が減少していることによるものである。第二に、あまり摂取量に変動のないものとして、穀類、豆類、その他の野菜などがある。これらのうち、大麦、雑穀などが非常に減少しているにもかかわらず、米の摂取量が減少しないため、総量としては減少が目だつていない。第三に、減少の著しいものとしては緑黄色野菜があるが、年々の下降線は非常に急激なものがある。戦後しばらくの間は緑黄色野菜の摂取は最も多かつたが、その後絶えず減少を続けているもので、ビタミンAの摂取の減少はこのためである。

第11図 最近5か年間の食品群別摂取量の推移

第11図 最近5か年間の食品群別摂取量の推移



資料：厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

第一部 総論

第一章 変動する社会

第三節 国民の健康水準の推移

八 栄養と体位

(二) 体位

栄養欠陥の改善や疾病の原因、または誘因となる諸条件が除去、改善された効果は、国民ことに青少年層の体位の向上となつて現われてくるのである。WHOの報告においても、出生時体重、一歳ないし四歳の小児の体位が健康水準の指標になると述べているが、わが国のごとく成人に至るまでの体位の資料が完備している場合には、発育期の体位が健康水準の指標としてかなり重要性を持つものと考えてよいであろう。このような観点から、昭和三四年度の国民の体位と三五年度のそれとを比較して、その増減をみると、身長、体重ともに青少年層にあつてはほとんどすべての年齢層を通じて増加の傾向が認められ、特に発育成長期と呼ばれる年齢層の増加が著しく、身長では男子の一歳ないし一五歳が〇・六センチメートル、女子の一歳ないし一三歳では一・二ないし一・五センチメートルも増加している。一方、体重についても、男子では一歳ないし一六歳で〇・六ないし一・八キログラム、女子の一歳ないし一五歳では〇・五ないし一・二キログラムの増加をみている。このような伸びは、特に女子体重の場合、戦後でも最も大きな伸長率であり、発育盛りの女子の体位がますます向上の傾向にある。

三六年四月厚生大臣の諮問機関である栄養審議会は、これらの資料を総合検討し、さらに将来の発展を図るため、一〇年後、すなわち四五年度における日本人の体位の推定値を発表したのであるが、これと三五年度の体位の実測値を比較すると付表七のとおりである。今後一〇年間に男子では最高一四歳の四・八センチメートル、女子では最高一歳の三・三センチメートルの伸びが予測され、体重では男子の最高一四歳で四・一キログラム、女子の最高一三歳および一四歳の三・一キログラムの増加が予測されるのであり、将来ますます日本人が大型化するのを期待しうるのである。